

令和3年度 自治会長と市長とのまちづくりフリートーク（書面実施）

地区別要望等件数一覧

分野	地区															計	割合 (%)	
	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野	小鮎	玉川	南毛利	南毛利南	相川	緑ヶ丘	森の里			
合計	2	2	8	5	7	3	4	6	13	2	3	8	4	3	9	79	100%	
道路・交通関連			2	1	1			1	3		1	2	2	1	1	15	18.9%	
自治会活動関連			2		2		1	1	1			1	1		1	10	12.6%	
環境関連			1	1	1			2	2			2				9	11.4%	
公共施設整備			1	1		1	1		1			1		1	2	9	11.4%	
防災関連		2			1	1		1	1		1		1		1	9	11.4%	
まちづくり関連					1			1	1			1			2	6	7.6%	
河川整備関連	1			1					1	1						4	5.1%	
公園整備関連						1	1					1		1		4	5.1%	
防犯関連			1		1										2	4	5.1%	
福祉・医療・健康	1						1		1							3	3.8%	
学校教育										1	1					2	2.5%	
商工業・観光				1					1							2	2.5%	
子育て			1													1	1.3%	
その他									1							1	1.3%	
生涯学習																0	0.0%	
参考	本年度件数	2	2	8	5	7	3	4	6	13	2	3	8	4	3	9	79	対前年88%
	前年度件数	7	3	9	6	5	1	6	12	7	2	3	10	5	3	11	90	

意見1 河川敷の除草について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 厚木北地区自治会連絡協議会</p> <p>■厚木北地区内を流れる相模川の河川敷には、初夏から雑草が繁茂し、腰高ぐらまで草の背丈が伸びるところも見受けられる。河川敷内の遊歩道は、日常的に散歩等に利用され、地域住民にとって充実した生活を送るうえで、大きな役割を果たしているが、その一方で、火の付いたたばこのポイ捨てなどを危惧しており、住環境の防火対策が住民生活上、大変重要であると認識している。</p> <p>例年、あつぎ鮎まつりの開催に伴い、市により河川敷の除草作業が行われるが、令和2年度は、あつぎ鮎まつりの開催中止により、除草作業が実施されなかった。</p> <p>このため、昨年度、防火対策として三川合流点から小田急線高架下までの河川敷について、当自治会が除草作業の企画・実施を行い、市にもお手伝いをお願いしたが、本来、除草作業は、あつぎ鮎まつりの開催に関わらず、施設管理者が行うべきものであり、本年度以降は市が主体となって行ってほしい。</p>	<p>■一級河川相模川については県が管理していますが、あつぎ鮎まつりを開催する際には、来場者の受入環境を整えるため除草作業を行っています。</p> <p>河川敷の管理について、県に確認をしたところ、流水機能に支障がない河川敷内の遊歩道等については、除草は行わないとのことでした。</p> <p>しかしながら、市としても三川合流点から小田急高架下までの河川敷は、市街地に近く地域にお住まいの市民を含む河川利用者が多いことや防火対策も必要なことは認識していますので、市から県に三川合流点河川敷の除草をするよう働きかけを行い、今年度から県と市で協力して除草を行ってまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和3年10月に三川合流点から小田急高架下までの河川敷散策路の除草を市が実施し、令和3年11月に三川合流点河川敷法面の除草を県が実施しました。</p> <p>令和4年度以降についても、県と市で協力して除草を行っていく予定です。</p>	<p>【産業振興部】 観光振興課</p> <p>【都市整備部】 河川ふれあい課</p>

意見2 各自治会への車椅子の貸与について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 厚木北地区自治会連絡協議会</p> <p>■令和3年4月時点で、地区内の高齢者は、75歳以上の方が2,328人で、また、65歳以上でひとり暮らし登録をされている方は、本年6月1日現在、305人という状況であった。</p> <p>今後、多くの高齢者が支援を受けながら移動し、日常生活を送ることが想定される中で、移動手段を確保することが課題と考えられるが、現在、地域住民への貸し出し用として、厚木北地区市民センターに配備されている車椅子は1台で、不足感が否めない状況である。</p> <p>これから先、新型コロナウイルスへの感染が落ち着く状況となった場合には、日常生活を始め、敬老事業への参加など、高齢者の移動の機会が多くなることが考えられるため、地区内の11自治会へ車椅子を1台ずつ貸与していただきたい。</p>	<p>■高齢者の日常生活については、年齢が高くなるほど外出の機会が減少し、外出する際の移動などに不安を感じる方が多くなる傾向があり課題であると認識しています。</p> <p>市では、自治会の健全な運営や活動推進のため、地区自治会連絡協議会補助金や自治会活動補助金のほか、地域の課題を自ら解決する組織として設置されている地区市民自治推進組織に対して、地域づくり推進事業補助金を交付しています。</p> <p>車椅子を購入される場合は、それぞれの補助金を活用できますので、御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、地域の皆様の移動手段として車椅子を御利用される場合には、社会福祉協議会で貸出しも行っていますので、御相談いただければ幸いです。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 福祉総務課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p>

意見1 新たな指定緊急避難場所の指定について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災 関連	<p>(1) ひばり自治会</p> <p>■指定避難所は厚木第二小学校であるが、ひばり自治会から厚木第二小学校に避難するには、小田急線の高架下の狭い道路を横断しなければならない。</p> <p>ひばり自治会は高齢者が大多数であり、高齢者が集団で避難することは危険を伴うなどのことから、新たに指定緊急避難場所を指定する考えはあるか。</p>	<p>■地元避難所運営委員会からの要望もあり、避難施設としての使用について東京農業大学と交渉していましたが、令和3年3月に「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定」を締結しました。</p> <p>なお、避難施設として使用できる時間、場所等が制限されるため、指定緊急避難場所としての位置付けはされていませんが、大学近隣自治会による避難所運営委員会の再編成も含め、今後も指定に向けた交渉を自治会とともにしていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見2 指定緊急避難場所の運営について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災 関連	<p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■厚木第二小学校で避難所が開設された場合、避難所運営委員会の役割は決まってる。また、指定緊急避難場所となっている厚木南公民館で避難所が開設された場合の役割は、避難所運営委員会で議論されていない。今後の方向性についての考えは。</p> <p>また、各自治会で非常用発電機と投光器を保有しているので、避難所が停電した際、有効活用できないか検討していきたい。</p>	<p>■指定緊急避難場所については、主に風水害時に開設することを想定しており、風水害時は市職員で避難場所の開設・運営をすることとしています。</p> <p>しかしながら、近年の台風・豪雨では甚大な被害が発生していますので、その場合には、避難所運営委員会に御協力をいただきたいと考えていますので、協力方法等について今後協議していきます。</p> <p>また、発電機等については、市でも保有していますが、電力が不足した際には御協力をお願いします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見1 コミュニティバスについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 上依知中町自治会</p> <p>■地域に坂が多く、高齢者が買い物や病院に行くのに日常的に不便を強いられているため、他市町村が実施しているコミュニティバスを早急に運航してほしい。</p>	<p>■令和3年3月に策定した「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」では、コミュニティ交通の導入について、その地域の高齢化率や生活の態様などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、定時定路線型やデマンド型、またはタクシー運賃助成など、その地域の特性に合った運行システムを検討していくこととしています。</p> <p>依知北地区については、当該計画によるコミュニティ交通導入の検討が必要な公共交通不便地域が一部に存在しますので、地区の自治会連絡協議会会長や公民館地区館長等に、まずはコミュニティ交通についての御説明とヒアリング等を行いながら、地域の特性に合った移動手段について協議を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■依知北地区自治会連絡協議会会長、依知北公民館地区館長等に、コミュニティ交通の説明及びヒアリングを令和3年10月18日に実施しました。</p> <p>今後については、個々の地域におけるコミュニティ交通に対する取組状況に応じた検討を進めていきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見2 交通規制について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 上依知中町自治会</p> <p>■上依知中町浮島弁天前の道路を大型ダンプ等が通り、近隣住民が迷惑しているため交通規制をしてほしい。</p>	<p>■道路交通法に関する規制については、県公安委員会の所管であり、厚木警察署が窓口となります。</p> <p>当該箇所の規制について厚木警察署に伺ったところ、「規制の新設は、周辺にお住まいの市民の皆様や法人、道路利用者等幅広い方々に影響を及ぼすため、地元の総意として要望書の提出をお願いいたします。要望書を提出いただいた後、設置の可否について検討いたします。」と回答がありました。</p> <p>要望書の提出に関する御相談や御不明な点がございましたら、交通安全課まで御連絡ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 交通安全課

意見3 夕焼け小焼けの放送時間について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
子育て	<p>(1) 上依知中町自治会</p> <p>■防災無線の「夕焼け小焼け」放送が17時30分に流れるが、隣の相模原市は17時に流れるため子どもたちが混乱しているので、17時に変更するよう提案します。</p>	<p>■相模原市の17時の放送はチャイム音となっていますが、厚木市では多くの方がご存じの「夕焼け小焼け」のメロディー音を放送しています。</p> <p>放送時間については、子育て世代の方などを対象としたアンケート結果を踏まえ、平成29年5月から、春（3月～4月）及び秋（9月～10月）は17時、夏（5月～8月）は17時30分、冬（11月～2月）は16時30分に放送しています。</p> <p>子どもたちの安全を守るため、放送後も外で遊ぶ子どもたちを見掛けましたら、地域ぐるみで帰宅を促す声掛けをしていただくと幸いです。</p> <p>なお、放送時間を変更することについては、幅広い世代の方に定着しつつありますので、引き続き、現行の内容で運用していきたいと考えており、御理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【こども未来部】 青少年課

意見4 提出書類の電子化と押印廃止の推進について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 藤塚団地自治会</p> <p>■自治会活動関連の提出資料が多数あり、大変手間が掛かっている。電子ファイル化により自治会長の手間の削減、引継ぎ、保管にも利便性があるため推進願います。</p> <p>・市ホームページに申請書類や通知等の書式を掲載し、ダウンロードできるようにし、ホームページ掲載場所の明記をする。</p> <p>・提出書類の印鑑廃止の検討してほしい。押印がなければ書類提出をメールで送信することも可能となる。</p>	<p>■市ホームページに自治会向け申請書のページを作成しました。今後、自治会に依頼する申請書類等については、こちらに掲載します。</p> <p>○掲載先 ホーム＞申請書ダウンロード＞くらし・手続に関する申請書＞自治会向けの申請書</p> <p>また、提出書類の印鑑については、廃止可能なものを順次廃止しています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見5 利用しやすい児童館の新設要望について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■山ノ根自治会の子どもたちが利用する児童館は、山際神社にある山際児童館で、小学生の通学区域の外にあり、最短で600メートル、最長で1600メートルの位置にある。</p> <p>小学生のみで利用するのは、交通上も危険であり利用しにくい状況となっているので、自治会区域内もしくは、より近い位置への児童館設置を検討してほしい。</p>	<p>■児童館については、地区児童館の老朽化の状況、主な利用者である小学生の利便性等を踏まえ、施設の複合化・集約化を含めた適正配置を進めていきます。</p> <p>今後については、公共施設の施設類型ごとの方向性に基づいた具体的な取組を推進するため、今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	【政策部】 行政経営課  【こども未来部】 青少年課

意見6 ごみ集積所の管理協力体制について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■現在、自治会内の多くのごみ集積所は個人の土地を無償提供いただいて、利用住民が管理している。</p> <p>最近において、非居住者と思われる違法ごみが投棄され、住民だけでは手に負えない状況がある。市は回収するだけでなく、困っている住民に対し手を差し伸べてほしい。</p>	<p>■不法投棄の対策については、定期的なパトロールのほか不法投棄防止看板の設置をしてきましたが、集積所の状況により、監視カメラの設置を検討いたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【循環型社会推進担当】 環境事業課

意見7 自治会案内地図看板の設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会の区域がどこまでか知らない人が多い。また、隣の自治会も分からず、公民館の区域も案外知られていない。地理を知ることが、災害発生時には必要な情報であり、地域の愛着にも効果がある。</p> <p>今、自治会のどこにいるか分かるよう自治会の案内看板を要所に設置してほしい。</p>	<p>■自治会の健全な運営や活動推進のため、地区自治会連絡協議会補助金や自治会活動補助金を交付するとともに、地域の課題を自ら解決する組織として設置されている地区市民自治推進組織に対して地域づくり推進事業補助金を交付しています。</p> <p>自治会の案内看板を設置する場合は、それぞれの補助金を活用できますので、御検討いただきますようお願いします。</p> <p>また、自治会区域等、御不明な点がございましたら、市民協働推進課まで御連絡ください。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見8 空き家の定期パトロール制度について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 山ノ根自治会</p> <p>■自治会内にも数件の空き家があり、管理の行われていない空き家もある。</p> <p>敷地外にまで雑草が生えている空き家もあり、防犯上も好ましくない。</p> <p>自治会の防犯部で地域のパトロールを行っているが、主に防犯灯やカーブミラーの異常を重点にしている。空き家のパトロールの位置づけにより、やりやすい方策を考えてほしい。</p>	<p>■各自治会の地域パトロールに対し、事前に空き家の情報を提供することは、所有者等の個人情報の観点から困難であると考えていますが、防犯上必要と思われる場合は、住宅課に御連絡いただき、関係各課と協議の上、対応していきます。</p> <p>また、各自治会の地域パトロール等により、空き家を発見した場合には、住宅課へ御連絡をお願いいたします。</p> <p>御連絡いただいた空き家については、所有者等を確認後、関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施するなど状況の把握に努め、住宅課を含めた関係各課から助言・指導を行います。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【まちづくり計画部】 住宅課

意見1 安心・安全な通学路、生活道路としての横須賀水道路再整備促進のための地元3自治会と市の調整会議体の設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 長坂自治会</p> <p>■長坂自治会、関口自治会、中依知自治会（以下「3自治会」という）区域内の横須賀水道路（市道2-48）は依知小学校、依知中学校の通学路や地域住民憩いの散歩路となっており、横須賀水道路沿いには子どもからお年寄りまで多くの住民に利用されている長坂南公園やしもこが公園がある。</p> <p>しかし、横須賀水道路は国道129号線、県道座間萩野線への抜け道として、相当数の車が30km/hを超えるスピードで走行しているが、道路幅員が狭いことから生徒、児童、住民を危険から守る安全柵も3自治会の区域内には設置されていない。このことは通学する児童、生徒や散歩する地域住民には少なからず恐怖心を抱かせている。</p> <p>3自治会では、登下校の時間帯に児童、生徒の見守りを行っているが、子どもたちの安全が十分に図られているとは言い難い状況である。</p> <p>市でも応急的にカラー舗装やラバーポールの設置などの安全対策を進めていただき感謝しているが、その効果はまだ十分に表れていない。</p> <p>令和3年6月には、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい事故が起きた。警察庁によると、去年までの5年間に交通事故で死亡または大けがをした小学生は4,687人で、58%の2,734人が歩行中に事故に遭い、下校や帰宅時間に集中していると報道があった。</p> <p>以上のことを踏まえ、関口自治会長、中依知自治会長と話し合った結果、早期に3自治会と市との調整会議体を組織していただき、地元と協議を重ね、ともに知恵を絞って安心・安全な通学路、生活道路として3自治会の区域内横須賀水道路の再整備を共に考え進めていくことを要望します。</p>	<p>■横須賀水道路の安全対策については、平成25年度に依知小学校からの整備要望に基づき、ラバーポールの増設、車両速度を減速させる「速度おとせ」の路面標示、注意喚起の「学童注意」の路面標示を実施しました。</p> <p>また、平成28年度には、同小学校から交通規制等の要望があり、厚木警察署と協議したところ、当時の回答は、該当道路については、幅員が狭く、速度を落とす構造になっており、規制をかける必要がないため、現状での速度制限はできないとのことでした。</p> <p>しかしながら、それ以降も痛ましい事故が続いており、また、令和3年7月に、国・県から通学路における合同点検の通知があったことを受けて、各小学校で、新たな視点から見た通学路の再点検を実施しているところです。</p> <p>具体的には、幹線道路の抜け道になっている道路など大型車の進入が多い箇所や、保護者、見守り活動者、地域にお住まいの市民等から市町村への改善要請があった箇所などについて、関係機関合同による通学路の点検等を通じ、一層確実に安全対策を講じていきます。</p> <p>なお、当該路線については、「あつぎの道づくり計画」において、安全性向上のため、歩道整備について整備手法を検討する路線として位置付けており、再整備に当たっては地元自治会と調整をしながら進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても、変更はありません。</p>	<p>【道路部】 道路維持課、道路整備課</p> <p>【学校教育部】 学務課</p>

意見2 市有地の樹木・植栽の伐採、剪定及び不法投棄物の撤去について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 中依知自治会</p> <p>■地区内を自治会評議員にてごみ集積所・道路・公園を中心に定期的にパトロールをしているが、目立って不法投棄が確認される。</p> <p>特に、道路脇の民家の少ない市有地の竹やぶの中に多数放置されている。急勾配の法面に竹が生い茂り、絶好な捨て場になっている状況です。</p> <p>自治会として注意喚起看板の設置等を行っているが、定期的な伐採、フェンス設置等により防止は可能と考えます。竹の枯葉も散乱し、道路に倒れる危険もあり、投棄物の撤去も含めて対応の検討をお願いします。</p>	<p>■道路脇の竹やぶに放置されている不法投棄物の撤去については、道路の管理上必要となる範囲について対応しています。</p> <p>また、道路脇の竹が生い茂った法面については、道路に沿った範囲を伐採し、見通しを良好にすることにより、不法投棄の抑制にもつながるものと考えており、竹の繁茂の状況を確認しながら定期的に伐採しています。</p> <p>また、市所有の竹林については、管理者が対応をしています。個人所有の土地の樹木伐採については、現場を確認した後、伐採の依頼文を土地所有者に送付しますので、御連絡をいただければ、速やかに所有者等を確認し、随時対応をしていきます。</p> <p>不法投棄の対策については、定期的なパトロールのほか不法投棄防止看板の設置をしています。集積所の状況により、監視カメラの設置を検討します。</p> <p>なお、市が所有の土地への不法投棄については、環境センターに御連絡していただくことにより、担当課が速やかに対応するよう調整します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても、変更はありません。</p>	<p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p> <p>【道路部】 道路管理課</p>

意見3 市斎場の小規模使用について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 中依知自治会</p> <p>■現在、市斎場にあるホールは小規模葬儀に使用するには各室ともにスペースが広く、家族相当の小規模な葬儀に不向きな状態で、少人数の葬儀にもかかわらず総費用は高額になる現状だと思う。 ホールの小型化を含め、最近よく聞く「小さなお葬式」のような全体の費用を抑えられるプランを市斎場として運用できないか。</p>	<p>■市斎場では、100人程度までの規模の葬儀に対応した式場(ホール)を2室常設し、様々な葬儀に対応できるよう配慮し、一般葬・家族葬・通夜を行わない一日葬など様々な葬儀に御利用いただいています。また、式場の利用料についても、近隣市等と比べても同程度程度の金額設定となっています。</p> <p>当斎場は、会場の提供のみではありますが、市内の葬祭業者と協定を締結し、定められた料金で安心して一般的な白木祭壇、生花祭壇での葬儀を行えるプランも選択肢の一つとして用意していますが、葬祭業者においても様々なニーズに対応した独自の葬儀プランがありますので、予算に応じた自由な葬儀を選択することが可能となっています。</p> <p>なお、ホールの小型化については、葬儀の形態も多様化しており、式場の利用ニーズを捉えながら今後研究していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても、変更はありません。</p>	【市民健康部】 市民課

意見4 スーパーマーケットの誘致とコミュニティバスの整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
商工業・観光	<p>(1) 下依知自治会</p> <p>■当自治会は、区画整理の後、居住人口の増加とともに高齢化が進み、車を利用できない高齢者世帯も増加している。数年前までは、中依知境にスーパーマーケットがあり、下依知地区の住民も利用していたが、そのスーパーも閉店してしまい、近くで利用できる店舗も限られてきてしまった。コンビニも国道129号線沿いにはあるが、離れた場所に住む高齢者にとっては利用しづらい。 農協では移動自動車販売を始めたが、回数や場所等が十分とは言えない状況である。 地域では、通院等についてはタクシーを利用し、食材の調達には宅配を活用する家庭が徐々に増えていると感じているので、タクシー券の対象年齢の引下げや新たに宅配費用への助成を検討してほしい。 また、地区内にスーパーマーケットの誘致とコミュニティバス網の整備をしてほしい。</p>	<p>■市では、令和3年3月に「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指しています。</p> <p>スーパーマーケットの誘致については、スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所といった地域の暮らしを支える生活利便施設を誘導する「厚木市生活利便施設立地促進事業」を4月から実施しており、全国スーパーマーケット協会や神奈川県宅地建物取引業協会県央支部などの関係団体をはじめ、ドラッグストアを運営する事業者に対し、事業概要を記載したパンフレットを送付するなど、幅広く周知を行っています。</p> <p>本事業については、スーパーマーケット等の事業者の方はもとより、地域の皆様とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。</p> <p>また、コミュニティ交通の導入については、その地域の高齢化率や生活の態様などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、定時定路線型やデマンド型、またはタクシー運賃助成など、その地域の特性に合った運行システムを検討していきます。</p> <p>依知南地区には、コミュニティ交通導入の検討が必要な公共交通不便地域が一部に存在しますので、地区の自治会連絡協議会会長や公民館地区館長等に、まずはコミュニティ交通についての御説明とヒアリング等を行いながら、地域の特性に合った移動手段について協議を進めていきます。</p> <p>なお、70歳以上の方を対象に高齢者バス割引乗車券購入費助成、85歳以上の方を対象に高齢者タクシー助成を行い、高齢者の外出機会の拡大支援や健康増進等を図っていますが、対象者の年齢要件等について研究しています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■「厚木市生活利便施設立地促進事業」については、引き続き、スーパーマーケット等の事業者の方はもとより、地域の皆様とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。</p> <p>また、コミュニティ交通については、依知南地区自治会連絡協議会会長をはじめ地区館長等に、事業の説明及びヒアリングを令和3年10月14日に実施しました。</p> <p>今後については、個々の地域におけるコミュニティ交通に対する取組状況に応じた検討を進めていきます。</p>	【福祉部】 地域包括ケア推進課  【まちづくり計画部】 都市計画課

意見5 中津川の国道246号線上流の河川敷の利用について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 金田上部自治会</p> <p>■国道246号線上流の中津川河川敷については、平成16年以降、金田まちなみ推進委員会が金田地区の自治会をはじめとして各種団体及び地区住民の御協力により、河川敷の草刈り等を行っている。 一方、金田地区の子どもたちのソフトボールについては、相模川河川敷の「金田第二青少年広場」を使用しているが、この広場については、自治会で地権者に借地料を支払い活動をしている状態である。 ついでに、長年にわたり当地の草刈り等を継続している実績等を考慮し、中津川橋付近の河川敷を幅広く利用できる広場として、河川の用途変更、青少年広場のような整備をするよう、引き続き県に働きかけてほしい。 併せて、すでに地域住民の他に多くの市民にも親しまれ利用している「金田第二青少年広場」については、自治会が借地料を支払い活動をしている状態を改善し、他の青少年広場と同様に利用できるように広場の整備を含めて検討してほしい。</p>	<p>■国と県が作成した「相模川水系河川環境管理基本計画」において、中津川橋上流部は自然保全ゾーンに指定されており、河川特有の動植物の保護など自然生態を守り、自然環境を中心とする研究の場として人工的な施設は必要最低限にとどめる空間に指定されています。</p> <p>これまでの県との協議の中で、ゾーンの区分変更や広場の整備等は非常に難しいエリアであるとの回答を得ておりますが、地域の皆様からの強い要望もあることから、自然保全ゾーンの特徴を活かしつつ、河川敷を多用途に利用することができないか、引き続き、県と調整をしていきます。</p> <p>また、金田第二青少年広場は、自治会の方々が生徒会場でスポーツ活動を実施できるよう設置したスポーツ広場で、地元の方々専用使用する施設です。該当の土地については、地元自治会を通じて無償で御提供いただいております。このような地元自治会専用の広場という性格から、市が土地所有者から土地を賃借し、借地料を支払うことはできませんが、課題として認識しておりますので、河川敷を多用途で利用できるよう、引き続き県と調整し検討してまいります。</p> <p>なお、グラウンド整備のための砂入れ、防球ネット及び簡易トイレ等の設備の修繕については、市で対応します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中津川橋上流部の中津川左岸河川敷については、県と協議を行うたびに、河川敷を多用途に利用するための維持管理や利用方法等について提案している状況です。今後についても、引き続き、県へ働き掛けを行ってまいります。</p>	【都市整備部】 河川ふれあい課 公園緑地課  【社会教育部】 スポーツ推進課



意見1 地区の将来に向けての土地利用や発展について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 上三田自治会、中三田第一自治会</p> <p>■睦合北地区は、田園風景や緑の多い景観がセールスポイントだが、圏央道の開通とともに物流関連の企業が進出し、令和3年7月現在、大型倉庫が3か所建築中であるほか、田畑が資材置場やトラック等の駐車場に置き換わっている。</p> <p>①市として、中長期的な視点から睦合北地区の土地利用やまちづくりの方針をどのように考えているか。</p> <p>②それぞれの資材置き場等と道路との仕切りフェンスは、それぞれで雑然とし無秩序に開発が進んでいる印象を受ける。田畑が資材置き場になることは仕方がないとしても、フェンスの仕様をある程度統一して、美観を保つことはできないか。</p> <p>③耕地整理で水路等がきれいに整備された田畑が、目に見えて減少している。市内の米の生産量について、今後はどのような見通しか。食生活の多様化により、米が余っているのか。市内で生産された新鮮な農産物の地産地消を守ってほしい。</p>	<p>①平成17年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）が施行され、物流コストの削減や環境負荷の低減を図る事業に対して、その計画の認定を受けると支援措置等が受けられることとなっています。</p> <p>具体的には、計画の認定を受けると、法人税、固定資産税等の税制特例のほか、市街化調整区域に物流施設を建設する場合、開発許可に関する立地規制の緩和等の支援制度を利用できるため、県内の市街化調整区域内の高速道路等のインターチェンジ周辺では、物流施設のニーズが高まっています。</p> <p>睦合北地区については、こうした国の制度による後押しと圏央道や厚木パーキングエリアスマートインターチェンジの開通による交通利便性の高まりから、物流適地として多くの企業が注目し、進出しているものと認識しています。</p> <p>また、令和3年度からスタートした都市計画マスタープランでは、睦合北地区を含む睦合地域における基本目標を、「水と緑に触れ合うゆとりある住環境を目指すまちづくり」、「誰もが快適に移動できる、利便性の高いまちづくり」、「水辺空間や身近な緑を大切にすまちづくり」とし、自然と調和した良好な集落地や生活利便性の高い住宅地の形成を目指しています。</p> <p>なお、睦合北地区の農地については、大型倉庫や資材置場、トラック等の駐車場に置き換わっている現状がありますが、今後は、農地や自然環境との調和を図りながら、市民との協働による秩序ある土地利用の誘導に取り組むとともに、良好な景観形成への意識の向上のため、景観に対する周知に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞                  ■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>②厚木市住みよいまちづくり条例の手续が必要な資材置場等の建設計画において、設置するフェンスの構造については安全性を確保していることが必要となっています。</p> <p>また、個々の事業者が建設する資材置場等について、フェンスの仕様を統一する規定はありませんが、条例の手续の中で業者に義務付けている隣接地権者等への説明手続の際に、地権者様等から御要望として事業者に対しお伝えいただくことはできます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞                  ■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>③国民1人当たりの米消費量は一貫して減少傾向にあり、国の施策として他作物への転作が推奨されています。また、市内の水稻作付面積については、令和2年は426haとなっており、5年前の平成27年と比べて約3%減少しています。</p> <p>水稻を含め、農業を取り巻く環境については、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、全国的に厳しい状況にあります。また、本市においては、圏央道や新東名等の整備による農地の都市的土地利用の需要が高まっていることも、農地が転用されている要因の一つであると考えられます。</p> <p>こうした中、市では、持続可能な都市農業の振興に向け、担い手の確保・育成、農地の利用集積の促進、耕作放棄地再生等の施策について、農業者や関係団体と協働して取り組んでいます。</p> <p>また、地産地消の取組については、市街地に隣接した立地環境をいかし、農産物直売所への支援や市民朝市、夕焼け市の開設等、新鮮で安心・安全な農産物を消費者へ届ける取組を推進しています。</p> <p>今後についても、厚木市農業協同組合と連携を図りながら、市内産農産物を広く紹介し、消費拡大に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞                  ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【産業振興部】 産業振興課</p> <p>【まちづくり計画部】 都市計画課</p> <p>【許認可担当】 まちづくり指導課</p> <p>【環境農政部】 農業政策課</p>

意見2 自治会の退会傾向について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 上三田自治会</p> <p>■ここ数年で、自治会の退会者が増加傾向にある。</p> <p>理由としては、高齢化や自治会役員ができないから、更には、自治会費を払って会員にならなくても、日常生活に支障はないといったことが主な理由として挙げられる。</p> <p>自治会の運営当事者としては、家庭ごみの回収場所の維持管理や子どもたちの通学路の見守り、道路整備要望等、生活環境の向上や安心・安全な地域づくりに自治会員が努力して取り組んでいる結果として、支障のない毎日を送ることができていることをもっと皆さんに知ってもらいたい。</p> <p>そのうえで、防犯、防災、環境美化、レクリエーションなど自治会活動の内容も様々で自治会との関わり方も人それぞれであるので、自治会に入る、入らないではなく、何らかの形で地域との関わりをもってもらえるよう、会費を一部負担することで自治会員となるなど、市でルール等を定められないか。</p>	<p>■自治会については、地域の皆様により組織されている団体であり、会員の皆様の意思で運営や活動内容が決定されているため、市として統一のルール等をお示しするのは難しいと考えています。</p> <p>近年自治会への加入率減少が続いているため、自治会の日常生活での関わり方、行事などの活動内容及び必要性について、加入促進と併せてPRできるように、厚木市自治会連絡協議会と連携しながら広報していきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞                  ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 市民協働推進課</p>

意見3 地域ねこの問題について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■飼い主のいない猫をかわいそうだと思う方が餌を与えるため、地域に野良猫が増えている。猫がふんをあちこちの庭にするので後始末や車のエンジン部に入り込むこともあり困っている。</p> <p>地域ねこの問題にどう対応するべきか。現状では動物愛護（法）の下に、駆除や捕獲は難しいとのことだが、車を猫に傷つけられる被害等も発生しているため、猫除けグッズの貸出しや配布をするなど、お互いが気持ちよく生活できるようにしてほしい。</p>	<p>■市では、猫に関する相談が寄せられた場合は、個別に対応しており、猫除けの効果があるとされているものについては、市ホームページ「飼い主のいない猫から被害を受けている方へ」に掲載していますので、御活用いただきたいと存じます。</p> <p>また、県厚木保健福祉事務所で猫除けの超音波器を試用として貸出しを行っています。</p> <p>今後についても、自治会内にお住まいの皆様がお互いに気持ちよく生活ができるような環境づくりに努めていきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【環境農政部】 生活環境課

意見4 防犯活動について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■過去に2日間に渡ってタイヤに穴をあけられる事案が発生した。また、改造バイクが通過する騒音がたびたびあり、県警に相談したところ駐在のパトロールが強化された。</p> <p>自治会としても防犯活動をしているが、市としても地域のパトロールを強化してほしい。</p>	<p>■市では、警察からの市内における犯罪情報をもとに犯罪発生地域に対して青パトでのパトロールを重点的に実施しています。</p> <p>また、特殊詐欺の前兆と思われる電話が掛かっている地域に対しても青パトでの注意喚起を実施しています。</p> <p>今後も市民の皆様様の安心・安全のために、継続してパトロールを行ってまいります。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 セーフコミュニティ ティクラし安全課

意見5 地域コミュニティについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 中三田第二自治会</p> <p>■コロナ禍ということもあり地域の交流が薄れている中、認知症や子育て相談など、誰でも何でも相談できる地域コミュニティがあると良いと考えます。</p> <p>また、そうしたカフェがあるととても良いと思うが、市内他地区の事例等を紹介してほしい。</p>	<p>■認知症の方やその家族向けのコミュニティについては、現在、市内に認知症カフェが4箇所あり、地域包括支援センターや家族会、介護事業者等が主体となって運営をしています。</p> <p>現在は、新型コロナウイルスの影響もあり、思うような運営ができていないのが実情ですが、オンラインを通じて活動を再開していると聞いています。</p> <p>荻野地区では、「Tobioギャラリー」という通いの場を週4～5日程運営しており、地域の高齢者の交流の場となっています。写真展の開催や、高齢者の日常生活の困りごとの相談など、お茶を飲みながら気軽に集える場所となっています。</p> <p>また、森の里地区では、一般社団法人厚木ぐるっとが「ぐるっと広場」を運営しており、定常的な談話サロンに加えて絵画の展示、コンサート、寄席、編み物教室、音楽練習室、英会話教室等に広場を提供し、地域のコミュニケーションを深める場となっております。</p> <p>「Tobioギャラリー」、「ぐるっと広場」共に見学可能とのことですので、詳細についての問合せは、御連絡ください。</p> <p>令和3年度から高齢者向けのコミュニティを新たに開設する方を対象に、開設交付金を支給する制度「通いの場開設交付金」事業を始め、既に4件の申請をいただいています。</p> <p>子どものコミュニティについては、各地区の地域福祉推進委員会が主体となって、地域福祉計画に基づき、子育てサロン等を開催していますが、新型コロナウイルス感染予防のため、以前より開催回数が減少しているのが現状です。</p> <p>今後についても、本市地域福祉計画では、「地域における居場所づくり」を施策の方向として定めており、地域コミュニティの開設に力を入れて取り組んでいきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■「通いの場開設交付金」事業については、令和4年1月末時点で7件の申請をいただいております。</p>	【福祉部】 地域包括ケア推進課  【協働安全部】 市民協働推進課

意見6 道路整備の進捗状況について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 根岸自治会</p> <p>■厚木秦野道路は国の事業だが、市で把握している現時点での進捗状況について教えてほしい。(根岸地区内)</p> <p>(1)土地取得完了年月  (2)工事開始年月  (3)工事完了年月  (4)根岸地区が道路で南北に分断されるようですが、南北を接続する道路はどこか。  (5)道路完成構想図をいただきたい。</p>	<p>(1)土地取得完了年月  現時点では、土地取得を鋭意実施しているところであり、完了時期は未定と聞いています。</p> <p>(2)工事開始年月  上記(1)の土地取得の状況を踏まえ実施するものであるため、開始年月は未定と聞いています。</p> <p>(3)工事完了年月  上記(1)(2)が未定となっているため、完了年月も未定と聞いています。</p> <p>(4)根岸地区が道路で南北に分断されるようですが、南北を接続する道路はどこか。  厚木秦野道路が供用した際は、白根才戸線が厚木秦野道路を南北に跨いで接続する道路となる計画です。  また、市道妻田中荻野線ほか、環状2号線を経て接続する道路が計画されており、地域の実情をふまえて対応されるものと考えています。(別添図面)</p> <p>(5)道路完成構想図をいただきたい。(将来がイメージできるもの)  イメージパースのようなものは国で作成していないとのことでしたが、設計説明会でお示した平面図をご覧くださいとのことでした。(別添図面)  国の事業であり、市で把握できる情報も限られますが、進捗に合わせて情報提供に努めていきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫  ■中間報告時点で対応済みです。</p>	【国県道調整担当】 道路管理課

意見7 住宅の耐震化について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 根岸自治会</p> <p>■東日本大震災の発災直後は、住宅の耐震化診断をPRしていたが、時間の経過とともにあまり見かけなくなった。市内の住宅の耐震化の現状や目標は。  現在も事業が継続しているのであれば、巨大地震の発生による被害を少しでも軽減できるよう、再度周知が必要ではないか。災害に強いまちづくりをさらに進めてほしい。</p>	<p>■市内の住宅の耐震化の現状については、令和2年1月時点で共同住宅を含めた耐震化率は約90%と推計しています。市では、住宅の耐震化率95%を目標に市内各公民館で職員による耐震相談会、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事の費用へ補助金を交付するなど耐震化を促進するための事業を実施しています。</p> <p>補助事業については、広報あつぎ、チラシの回覧、駅前デジタルサイネージ等による周知を実施しています。また、公民館耐震相談会については、実施前に各公民館の公民館だよりで御案内しています。</p> <p>今後についても、引き続き周知啓発を行うとともに、周知の方法を研究してまいります。</p> <p>参考  睦合北公民館無料耐震相談会 10/7実施  (公民館だより 9/15号掲載)</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫  ■中間報告時点で対応済みです。</p>	【許認可担当】 建築指導課

## 意見1 公園施設の拡充について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 妻田第一自治会</p> <p>■本厚木駅近くのあさひ公園は連日、多数の子どもたちや様々な年齢層の方々にぎわっている。こうした幼児・児童から高齢者まで安心して利用できる公園が身近にあればと思っており、ぜひ、整備の検討をお願いしたい。</p> <p>また、現在の公園整備計画の中で睦合南地区にかかわる計画にどのようなものがあるのか教えてほしい。</p>	<p>■新規の公園整備については、「厚木市緑の基本計画」に基づき、地区別における1人当りの公園面積や近隣にある公園等の距離を勘案し、必要性の高い箇所から優先的に整備を行っていますが、民有地の買収を伴うため、適正な規模で整形のとれた用地を確保することが難しい現状があります。</p> <p>こうした中、市民の皆様から土地を無償で借り受けることを前提に、自治会から申し出を受け、市民が自由に憩える公園として整備する「コミュニティパーク」という制度もあることから、新たな公園の整備について、自治会と調整を図りながら検討していきます。</p> <p>今後については、「そりだ公園」や「反田上なかよし公園」等の遊具更新の計画、また、睦合東中学校の南方に位置する「瀬戸コミュニティパーク」について、地元自治会と調整を図りながら、利用しやすい公園として整備する計画を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■「そりだ公園」の遊具については、令和4年1月に更新済みで、「反田上なかよし公園」の複合遊具、鉄棒の更新については、令和4年度に対応予定です。</p> <p>また、「瀬戸睦コミュニティパーク」については、地元自治会長と調整済みです。</p>	【都市整備部】 公園緑地課

## 意見2 小鮎川浚渫工事の継続実施について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 市場自治会</p> <p>■相模川・中津川・小鮎川の三川合流地点から約2km上流の小鮎川左岸に位置する妻田西1丁目から妻田南2丁目の区間は、土手の幅が狭くなっている。</p> <p>河川の水量が増加し、どこか1か所でも堤防が崩れると、短時間で決壊し、大量の水が住宅地にあふれ出し大きな被害がでる危険性がある。</p> <p>このような被害を未然に防ぐ対策の一つとして、小鮎川の浚渫工事を継続して実施するように神奈川県へ強く要請してほしい。</p>	<p>■小鮎川の川底の土砂撤去については、平成21年度から継続して実施されています。</p> <p>令和3年度は、林妻橋上流部で河床整理が予定されており、今後についても、県と市双方で定期的に状況を確認し、効果的な対策が継続されるよう、県に対し要望していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■今年度の大雨により堤防法面が崩壊し復旧する箇所が発生したため、今年度予定されていた林妻橋上流部の小鮎川河床整理は、見送ると県から伺っておりますが、次年度以降も継続的に対応する意向を確認しておりますので、引き続き県に要望してまいります。</p>	【都市整備部】 河川ふれあい課

## 意見3 睦合南公民館の整備について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 三家自治会</p> <p>■第10次厚木市総合計画・実施計画の中に、令和3年度から「検討・協議」をはじめ、令和5年度に「基本方針策定」と明記していただき感謝いたします。</p> <p>公共施設最適化基本計画に則り、地域として「複合化」や「多機能化」などを議論するためには、まず公民館を整備する場所を確定することが必要不可欠であり、早急に手続を進めていただくことを切に希望いたします。</p> <p>地域としては、建設用地に関する情報提供（平成30年8月、令和2年6月）を睦合南公民館建設促進委員会からしているが、現在もこの用地が「最善の立地場所」とする判断に変わりありません。</p> <p>今後、公民館建設用地の提供に協力的な所有者と用地交渉を円滑に進めていくためにも、ぜひ、令和4年度に建設候補地の検証（調査）を済ませてほしい。</p>	<p>■睦合南公民館の建設候補地の検討に当たっては、現行の公民館敷地での建て替えのほか、建設促進委員会から情報提供をいただいた用地を含む複数の候補地の検討が必要であると考えています。</p> <p>その検討過程においては、社会教育施設として適切な立地であるかをはじめ、敷地面積や候補地の取得に必要な予算規模、他の公民館との均衡など、多方面にわたる検討が必要となります。また、公民館の建て替えに当たっては、他施設との複合化や多機能化の検討も併せて行ってまいります。</p> <p>現在、公共施設の施設類型ごとの方向性に基づいた具体的な取組を推進するため、今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中の策定に向けて検討しています。</p> <p>今後についても、地域の皆様と合意形成を十分に図りながら検討を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	【政策部】 行政経営課  【社会教育部】 社会教育課

意見1 Wi-Fiサービスの提供エリアの拡大について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 及川第3自治会</p> <p>■現在、「Atsugi Free Wi-Fi」サービス提供エリアは、中心市街地をはじめとする公共施設、また、市内公民館においては、令和3年度上半期を目途にエリアになるとのことだが、避難所の施設をサービスのエリアにする計画はないのか。</p> <p>災害等の緊急事態発生時に避難所に避難した住民は、物資供給と併せて災害における最新情報を知りたいと思うのではないのでしょうか。このことから、避難者の個々のスマホ等から最新情報を容易に取得することができるよう、避難所となる公共施設を「Atsugi Free Wi-Fi」のサービスエリアにしてほしい。</p> <p>なお、活用当たっての事前登録については、緊急時に即利用ができるよう平常時において、事前に各々が登録しておくことで円滑な利用が可能となる。例えば、地域の防災訓練や各種会議等で登録や利用することが想定されます。</p>	<p>■現在、公衆無線LANサービス「Atsugi Free Wi-Fi」については、災害時における避難者等への情報収集支援及び公共施設を利用する市民の皆様の利便性の向上の観点から、市役所本庁舎を始め、28か所で運用しています。</p> <p>避難所となる公共施設の「Atsugi Free Wi-Fi」の整備については、令和3年8月から指定緊急避難場所に指定している公民館でサービスを開始いたしました。</p> <p>また、小・中学校では体育館等のWi-Fi環境の整備や、災害時に登録なしで、インターネットに接続できる00000JAPANの登録等行っておりますが、更なる情報伝達の強化に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>【政策部】 情報政策課</p>

意見2 市内における室内プールの利用料金の減額について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 林第1自治会</p> <p>■市民は、コロナ禍における「新しい生活様式」を取り入れた生活を送っているが、日々の生活において外出等が規制されている中、運動不足による健康面も懸念される。</p> <p>また、緊急事態宣言等が長期化している影響で、休業や失業等により、収入が減少している世帯が増加していると認識している。</p> <p>こうしたことから、日頃から高齢者等が健康維持等のために利用している室内プールの利用料金について、市内在住の60歳以上及び小・中学生を対象に、平日に限り、半額とすることを検討してほしい。</p>	<p>■水泳は子どもから高齢者まで健康増進の一つとして気軽に始めることができるスポーツであり、荻野運動公園には年間を通して御利用いただける屋内25mプール、幼児用プールと7月から8月の夏の期間に御利用いただける屋外プールがあります。</p> <p>現在の使用料は大人410円、小・中学生は210円ですが、当施設独自のサービスとして、20回御利用いただくと1回無料になるポイントカードや通常の使用料よりお得になる回数券がございます。また、65歳以上の方についてはシルバーチケット（保養施設等利用助成金）もありますので、御活用いただければと思います。</p> <p>なお、毎年7月1日から8月31日までの市営水泳プールについては、市内在住または在学の小・中学生の健康増進のため、無料券を配布し御利用いただけます。</p> <p>今後についても、心身ともに健康に過ごせるよう、身体を動かす機会の提供に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【都市整備部】 公園緑地課</p> <p>【社会教育部】 スポーツ推進課</p>

意見3 市ホームページへ「自治会関連の情報」のページを作成することについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 林第4自治会</p> <p>■現在、市ホームページにおける「自治会」のページは、「自治会活動と役員選出の事例、自治会活動補助金、広報紙等印刷物配布手数料、地域集会施設の補助制度、自治会ってどんな団体、自治会に加入するためには、自治会を設立するためには、自治会を法人化するためには」というページがあるが、次のページを作成してほしい。</p> <p>1 現状におけるページで「《コロナに負けない》自治会活動と役員選出の事例」があるが、船橋市のように、各単位自治会が書面評決をする場合の文書作成例の掲載など、自治会に寄り添ったページを作成してほしい。</p> <p>2 自治会長が市から依頼を受けて提出する書類等は、公民館経由で書類を受理し、その紙ベースの様式に記載して提出することが大半を占めているが、関係部署からの依頼文、提出期限がわかるようなページを作成してほしい。また、藤枝市のように「各部署別の申請書」「各種要望書」などの一覧のページを作成してほしい。</p> <p>3 自治会や町内会の役員は、お知らせや会議開催などの通知、決算書の作成などに苦慮している。福岡市のように自治会や町内会の役員が使用できる各種参考様式の一覧、また、福山市のように自治連のホームページを作成し、コロナ禍における自治会や町内会内における行事や会議等の注意喚起の通知例などのページを作成してほしい。</p>	<p>1 要望や問合せの多いものについては、市ホームページ又は市自治連のホームページへの掲載等を検討していきます。</p> <p>2 市ホームページに自治会向け申請書のページを作成しました。今後、自治会に依頼する申請書類等については、こちらに掲載します。</p> <p>○掲載先 ホーム＞申請書ダウンロード＞暮らし・手続に関する申請書＞自治会向けの申請書</p> <p>3 要望や問合せの多いものについては、市ホームページ又は市自治連のホームページへの掲載等を検討していきます。</p> <p>また、市自治連のホームページの掲載内容等については、市自治連と協議しながら進めていきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 市民協働推進課</p>

意見4 公園の整備計画について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 睦合西地区自治会連絡協議会</p> <p>■「都市マスタープラン」、「緑の基本計画」において、睦合水辺公園の整備計画がある。</p> <p>現在、総合計画（第1期実施計画）にあるスポーツ施設の整備・充実として、（仮称）及川グラウンド・ゴルフ場として整備を進めるとあるが、「地域のコミュニティの場」となるのか、市としてどのような整備を考えているのか知りたい。</p> <p>1 平成26、27年に実施したフリートークの結果にあるように、地元自治会等とも協議を重ね、「自然とのふれあいやレクリエーションの場、災害時の避難場所等」地域のコミュニティの場となるよう、地域の意見を反映した整備を進めてほしい。</p> <p>2 計画地は袋小路の場所なので、利用者や地域住民等が活用しやすいアプローチとなるよう検討していただき、多くの方が活用しやすい施設となるよう整備してほしい。</p>	<p>1 （仮称）睦合水辺公園については、「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」において、「地区の核となる緑の拠点」及び「水と緑の拠点」として位置づけ、河川環境をいかし、睦合地域における市民の憩いや安らぎの場とレクリエーション拠点として配置する方針としています。</p> <p>今後の計画については、地元自治会等の御意見もお聴きしながら進めていきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等ありません。</p> <p>2 （仮称）及川グラウンド・ゴルフ場については、グラウンド・ゴルフでの利用を主たる目的として設置します。</p> <p>地域にお住まいの市民の皆様が憩いの場として御利用いただけるよう、ベンチの設置や桜の樹を残すなどの整備も考えており、今後、地域の意見を反映した整備を進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等ありません。</p>	<p>【都市整備部】 公園緑地課</p> <p>【社会教育部】 スポーツ推進課</p>

意見1 国道412号の危険性について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 北部自治会</p> <p>■国道412号の平山坂上付近については、歩道が未整備となっている。交通量が多く危険であるので、令和2年12月に「国道412号線建設改良促進協議会」を通じて県に要望書を提出したが、その後、県から回答はあったか。</p> <p>歩道の整備に向けて、引き続き要望してほしい。</p>	<p>■国道412号の歩道未整備区間について、継続して要望しているところですが、県からは、現在、歩道整備について事業計画の予定はありませんが、歩行者の安全対策については、歩道内の側溝蓋の床版化を平成28年度から進めており、歩道利用者の安全確保と利便性向上に努めているとのことです。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【国県道調整担当】 道路管理課

意見2 鳥獣被害対策事業について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 田尻自治会</p> <p>■鳥獣対策事業に対し、電気柵管理作業があるが自治会内のメンバーも高齢化してきて山中に入り、足元が危険な場所等の作業に年々無理が掛かってきているので、専門業者への委託を検討してほしい。</p> <p>また、ヤマビル対策も同様であり、ヤマビル対策事業に対しては各自治会への負担金の見直しもお願いしたい。</p>	<p>■防護柵の点検業務を委託している「上荻野地区鳥獣被害対策協議会」、ヤマビル防除対策業務（草刈り、落葉かき等）を委託している「上荻野地区ヤマビル対策協議会」の役員交代や高齢化等により、維持管理に対する意識変化が生じていることについては、管理を継続するうえで、一つの課題として認識をしています。</p> <p>現状において、全面的に専門業者へ委託することは考えていませんが、いただいた御意見を踏まえ、危険な場所等の対応については、調整をさせていただき、従前のとおり、市から専門業者へ修繕の委託をいたします。</p> <p>その他の箇所の維持管理については、市民協働の観点や地権者等との円滑な調整など迅速に対処できることから、地域協議会の皆様に御理解と御協力をいただきながら、引き続き行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、自治会によって担当する範囲の広さや人手の違いにより負担も異なりますが、業務委託料は協議会へ一括交付していますので、各自治会への金額配分については、地域の実情を踏まえ、まずは各協議会（地域内）において調整を図っていただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	【環境農政部】 農業政策課

意見3 環境対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 田尻自治会</p> <p>■荻野地区には、「ヤード」と呼称される中古車の解体業務や再販業務等に係る業者が増え続けている。もちろん、必要な手続を経て、地目変更や開発許可が正しく行われているのであろうが、営業開始から月日が過ぎるにつれ、分解業務におけるオイルや冷却水の垂れ流しのほか、古タイヤの放置による蚊（ぼうふら）の発生等により、近隣住民の生活に影響が出ている。</p> <p>また、近年では、中古車解体施設で黒煙をあげた火災が目立っている。開発許可等を出して以降、監査等は定期的に行われているのか。まずは現場を確認し、対策をしてほしい。今後については、事実が発生してからではなく、予防的な取組が必要ではないか。</p>	<p>■資材置場や車両置場等の建設を目的とし、区域の面積が500平方メートル以上で区画形質の変更が生じる行為については、「厚木市住みよいまちづくり条例」の手続が必要となります。</p> <p>その際に、事業者に対し近隣にお住まいの市民の皆様への十分な事業説明を義務付けるとともに、周辺環境に及ぼす影響に配慮し、良好な環境を確保できるような施設運営に努めるよう指導しています。</p> <p>また、事業所敷地内における油や冷却水等の浸透については、生活環境課所管関係法令（土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例）での規制はありませんが、油が事業所から公共用水域（河川、水路、道路側溝等）に流出している場合や、敷地内で野焼き等をしている場合は、県の条例に基づき事業者へ指導をしていきます。</p> <p>なお、消防においては、消防法令違反が疑われるなど、火災予防上の指導が必要と思われるヤード施設等への立入検査を実施するほか、管轄する消防署の巡回により、危険な焼却行為を監視して指導に当たっていますので、引き続きヤード施設に対する火災予防の強化に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【許認可担当】 まちづくり指導課</p> <p>【消防本部】 予防課</p>

意見4 自治会に居住する外国人への対応について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 北部自治会、鷲尾4丁目自治会</p> <p>■年々、外国人が増加しており近隣でトラブル等がある。資源とごみの正しい出し方（外国語版）を配布するなどしてきたが、ごみ出しのルールを守らないなどの生活面をはじめ、古物（中古機械）・解体屋・土地の買収等、行政の対応をお聞きしたい。また、外国人の迷惑行為を対処する部署を作してほしい。</p>	<p>■本市には令和3年10月1日現在で、ベトナム、中国、フィリピンなど84か国、約7700人の外国籍の方が暮らしています。多くの方が地域で生活していますが、外国人の迷惑行為については個別の対応が必要になることから、業務を所管する課等で対応しています。</p> <p>外国人市民との文化の違いや言葉の壁などから、ごみ出しのルールを守らないなどをはじめ、他の場面でも対応に苦慮しているとの御意見は伺っており、市では、多言語での「自治会加入のパンフレット」を作成し、転入時の市民課窓口や地区市民センターで情報を提供しているほか、日常生活に必要な教育を行う「日本語教室」などを通じて、相互理解が進むよう取り組んでいます。</p> <p>また、トラブルとなりやすいごみの出し方についても、現在多言語のものを配布し、ごみ出しのルールの周知に努めていますが、外国人市民のごみの出し方でお困りの時は、環境センターへ御相談ください。</p> <p>今後についても、国籍など異なる人々が、お互いの文化や個性の違いを尊重し合いながら、地域社会の構成員として共に暮らしていけるよう取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【総務部】 行政総務課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p> <p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>

意見5 災害を未然に防ぐための調査について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 鷲尾4丁目自治会</p> <p>■鷲尾地区が造成されて45年ほどになる。近年、ゲリラ豪雨等の災害が各地で発生しており、雨水枒や道路側溝等の劣化が心配です。道路側溝等に劣化や詰まりがないか、早急に調査をし、適切な維持管理をしてほしい。</p>	<p>■市内の下水道管きょは、全長約970kmと膨大であるため、経年劣化に伴う損傷等がないか、計画的に調査を実施しているところです。</p> <p>近年、集中豪雨などによる浸水被害が懸念されるため、市が管理する雨水管や道路側溝等については、定期的な点検のほか、大雨時にパトロールを実施し、その排水状況を確認するとともに、雨水管等の詰まりがないか調査するなど、今後も適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■12月に鷲尾地区の雨水管において管内の目視点検を実施し、詰まり等異常がないことを自治会長へ説明報告しました。今後も適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>【都市整備部】 下水道施設課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p>

意見6 空き家対策と高齢者支援について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 鷲尾1丁目自治会、鷲尾4丁目自治会</p> <p>■高齢者が施設へ入所、あるいは病院への入院等により、他に身内の家族の同居がないために、空き家が目立っている。地域での対処のすべもなく、また今後の処理方についての聴き取りもできない状況により、地域住民の不安は募るばかりだ。空き家の樹木を伐採できるように市で条例等を制定してほしい。また、高齢化に伴い、自宅の庭木等の管理ができず、隣家に迷惑をかけている状況がある。現状の把握のため市で調査をし、所有者への指導、ひとり暮らし高齢者に対し庭木の剪定の補助等を検討してほしい。</p>	<p>■空き家の樹木の伐採については、空き家の所有者に所有権があるため、条例を制定することはできませんが、地域の高齢化が進むことにより、空き家の管理状況が悪化する懸念があることは認識しています。</p> <p>そのため、市では関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施し、状況の把握に努め、近隣に悪影響を及ぼしている場合は、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っています。</p> <p>また、空き家所有者に対し、空き家の適正管理に関するパンフレット、空き家解体工事補助金の案内及びシルバー人材センターによる雑草の除草、植木剪定等の空き家見回りサービスについての案内を送付し、空き家の適正な維持管理、解消の促進に努めています。</p> <p>近隣の皆様に御迷惑が掛かっている状況にありましたら、個別に対応しますので御相談ください。</p> <p>自宅における庭木等の管理については、個人の管理となるため剪定の補助等は、難しい状況ですが、高齢者の就労を支援する厚木市シルバー人材センターでも請負が可能ですので、御相談いただければと思います。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 介護福祉課</p> <p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【まちづくり計画部】 住宅課</p>

意見1 市税(法人税)増収への提言について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 矢崎・市道・野竹沢自治会</p> <p>■市税に占める法人税は2割になっている。将来にわたり市が発展していくには市税収入を確保し、法人税収の維持、さらに増やす必要があるのではないか。</p> <p>次世代により良い環境を引き継いでいくため、地球温暖化の一因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を可能な限り削減していかなければならない。</p> <p>そこで、温室効果ガスの排出を抑制する技術やノウハウのある企業の誘致や、脱炭素社会の実現に向けて市をあげて行うことが求められる。</p> <p>市内には、脱炭素関連の技術開発を推し進めている企業もある。長期的な視野に立ち、立地条件(都市計画、地形、交通、税務等)を提示しながら、今後の成長が期待される環境関連の開発企業(ベンチャー企業)等の誘致を検討してほしい。</p>	<p>■本市の市税収入は、県内他市町村と比較して法人市民税の比率が高く、景気に左右されやすい構造となっています。</p> <p>市では、産業拠点の整備をするとともに、環境関連産業を戦略産業に位置づけ、誘致を促進するため、一定の条件に基づき税金の優遇措置や奨励金の交付を行っています。</p> <p>また、一般的には、企業進出は雇用の創出につながり、市内従業者数の増加を促すと推測されます。個人所得の拡大は、税収の安定的な確保に寄与するものと考えられ、その面からも企業誘致の重要性は高いと認識しています。</p> <p>脱炭素社会の実現に向けては、全市的な取組が必要と考えており、庁内においては、令和3年7月に厚木市カーボンニュートラル推進本部を設置し、体制を整備しました。</p> <p>今後については、経済成長と環境にやさしいまちづくりを両立させ、脱炭素・循環型社会の実現への取組などを進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、令和3年10月に庁内において厚木市カーボンニュートラル推進本部会議を立ち上げ、今後、全庁的な取組とすることを確認し、令和4年度に向け、新たな施策の検討を行いました。</p>	<p>【財務部】 市民税課</p> <p>【環境農政部】 環境政策課</p> <p>【産業振興部】 産業振興課</p>

意見2 鳥獣防護柵の保全について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 矢崎・市道・野竹沢自治会</p> <p>■鳥獣防護柵を設置していただき感謝しているが、設置から年数が経過し、老朽化が進んできている。(百間は一見に如かず)</p> <p>小鮎地区では29の自治会のうち、9つの自治会が鳥獣対策協議会に加入している。毎月防護柵を点検しているが、あな熊等が金網地下穴をくぐり、防護柵の意味がなされていない状況です。</p> <p>また、防護柵から1メートル以内に大木があり、動物が自由に行き来しているところもある。伐採をお願いしたい。</p>	<p>■いただいた事案については、防護柵の設置箇所の状況や地形等を踏まえ、効果的な対応を検討していきます。</p> <p>その他の不具合箇所についても、定期点検業務を委託している小鮎地区鳥獣被害対策協議会から提出いただく点検報告書に基づき、順次現場確認を行い、対応しております。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■今後、優先順位により対応を検討していきます。</p>	<p>【環境農政部】 農業政策課</p>

意見3 もえるごみの戸別収集と環境センターへのごみの持込みについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 白山自治会</p> <p>■もえるごみの戸別収集モデル事業が、令和元年5月から始まり2年以上が経過した。</p> <p>有効性や課題を検証し、将来のより良い収集方法を検証することであったが、検証結果はどうであったか。今後について、市全域での戸別収集実施の見通しはあるか。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由として、環境センターへのごみの持込みが中止となって久しいが、ルールを守らないごみの出し方や民地等への不法投棄が増える等の影響が出ている。</p> <p>環境センターへのごみの持込み再開を待ち望む地域の声もあることから、早い再開をお願いしたい。</p>	<p>■もえるごみの戸別収集モデル地区事業を実施している地区では、各世帯が排出したごみに責任を持ち、ごみの減量化に対する意識が高まったり、資源の混入が少なくなったりするなどの効果があり、約12%のもえるごみの削減となりました。</p> <p>モデル地区の皆様を対象に行ったアンケートでは、ごみ出し負担の軽減についての項目で、「負担が減った」(55%)、「少し負担が減った」(21%)の2つ合わせた割合が7割を超えており、ごみ出しの負担軽減が図られたと考えています。</p> <p>今後は、令和3年4月から新たにスタートした一般廃棄物処理基本計画の中で、戸別収集を含めた収集方法の検討を位置付けており、計画に沿って検討していきます。</p> <p>また、環境センターへの持込みは、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、粗大ごみとせん定枝のみとしています。これまでは、全ての資源やごみが環境センターへ持込みできる状態であったため、環境センターがいわゆる「いつでもごみを出せる大きなごみ集積所」になっており、一部ごみの減量化・資源化につながっていない面も見受けられました。</p> <p>粗大ごみやせん定枝以外のごみや資源は集積所収集を原則としていることから、ごみ減量化、資源化をより一層推進するため、誠に申し訳ございませんが、今後も継続して、環境センターへの持込みは、粗大ごみとせん定枝のみとさせていただきますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更はありません。</p>	<p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p>



意見4 宮の里地区の無医療地区解消について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 宮の里東自治会</p> <p>■宮の里地区にあったクリニックが令和2年に閉院となったことにより、宮の里地区には医療拠点がなくなってしまった。 地域の高齢化率も高く(75歳以上30%)、一人住まいの高齢者も増えて、バスを利用して通院することも不安であり、切実な問題となっている。 そこで、①開業医の誘致、②他病院の出張所・診療所の開設等、地域住民の健康・長寿・安心のために無医療地区の解消につなげてもらいたい。</p>	<p>■市では、令和3年3月に「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指しています。 開業医の誘致、他病院の出張所・診療所の開設等については、スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所といった地域の暮らしを支える生活利便施設を誘導する「厚木市生活利便施設立地促進事業」を4月から実施しており、宮の里地区については、診療所の復活に向け、令和2年3月に閉院した診療所を所有する医療法人に直接お会いし、本事業についての説明と診療所の再開について、お願いをさせていただきました。 本事業については、スーパー、診療所等の事業者の方とはもとより、地域の皆様とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。 《中間報告以降の状況等》 ■令和2年3月に閉院した診療所を所有する医療法人に対して、本事業の説明と診療所の再開について、引き続き粘り強く、お願いしております。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見5 コミュニティバスの運行について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 宮の里東自治会</p> <p>■宮の里地区の高齢化と無医地区・買い物難民の解消につながる対策として、無料で「宮の里地区一運動公園一病院一スーパー一公民館一ろうじん会館」を中心とし、決められたルートを巡回するコミュニティバスを運行してほしい。</p>	<p>■令和3年3月に策定した「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」では、コミュニティ交通の導入について、その地域の高齢化率や生活の態様などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、定時定路線型やデマンド型、またはタクシー運賃助成など、その地域の特性に合った運行システムを検討していくこととしています。 小鮎地区については、当該計画によるコミュニティ交通導入の検討が必要な公共交通不便地域が一部に存在します。で、地区の自治会連絡協議会会長や公民館地区館長等に、まずはコミュニティ交通についての御説明とヒアリング等を行いながら、地域の特性に合った移動手段について協議を進めていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■コミュニティ交通については、小鮎地区自治会連絡協議会会長をはじめ地区館長等に、事業の説明及びヒアリングを令和3年11月10日に実施しました。 今後については、個々の地域におけるコミュニティ交通に対する取組状況に応じた検討を進めていきます。</p>	【まちづくり計画部】 都市計画課

意見6 小鮎川沿いの散策路の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 宮の里東自治会</p> <p>■小鮎川沿いを散策路として整備をして、市民はもちろん、市外や県外からも観光客が訪れる環境を整備してもらいたい。 そして、要所要所にトイレ・ベンチを設置し、小鮎川沿いの観光地・名所を経由する散策路の整備を希望します。</p>	<p>■小鮎川沿いの散策路については、市民の皆様だけでなく市外の方にも、ウォーキングやサイクリング等に御利用いただけるよう、「健康・交流のみち」のメインルートの1つとして、厚木市営プール前交差点を始点、中飯山自治会館を終点とした小鮎川ルートを設定し、区間内は道路の整備やベンチの設置等を行っております。 また、トイレについては、現状、利用者の皆様には既存施設のトイレを御利用いただくよう案内しています。 小鮎川については、県が管理する一級河川であり、今までも整備の要望をしておりますが、いただいた御意見を踏まえ、今後の河川整備の検討内容に加えていただけるよう、粘り強く要望してまいります。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市民健康部】 健康長寿推進課 【都市整備部】 河川ふれあい課

意見7 消防団組織の件について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 下古沢中分自治会</p> <p>■どこの自治会でも抱えている問題と思うが、地域を守る防災を主に活動している消防団員の人選に苦慮しているのが現状です。20～30年後の消防団の在り方をどのように見据えていますか。</p>	<p>■全国的に消防団員数は年々減少しており、団員の確保対策が課題となっています。本市においても同様で、令和3年4月1日現在の消防団員の充足率は90.3%と低下しており、消防団員の処遇改善、消防団協力事業表示制度や学生消防団活動認証制度などを導入して入団促進に取り組んでいるところです。</p> <p>消防団は、全国各地で発生している地震や台風などによる大規模災害発生時において大きな力を発揮しており、地域の消防防災の中核的役割を果たす極めて重要な組織で、存在意義は不変であり、将来にわたって継承していく必要があります。</p> <p>しかしながら、消防団を取り巻く環境は大きく変化しており、本市の今後の実情も踏まえて消防団組織体制や平時の活動内容について見直すなど、新時代に即し、将来を見据えた消防団の役割を果たせる体制を確保するための対応策を検討していかねばならないと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【消防本部】 消防総務課

意見8 自治会組織の件について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 下古沢中分自治会</p> <p>■全国的に少子高齢化が進んでいる中、今後の自治会活動が成り立たなくなることを危惧している。 将来の自治会活動をどのように見据えているか考え方を伺います。</p>	<p>■自治会は市がまちづくりを進める上で、必要不可欠なパートナーであると認識しています。</p> <p>少子高齢化等、社会環境は目まぐるしく変化しており、自治会においては、加入率の低下や自治会長への負担集中が課題となっております。</p> <p>今後も自治会と市が協働によるまちづくりを持続的に推進するためには、自治会長の負担となっている、附属機関の委員等への就任依頼の削減等に継続して取り組む必要があると考えております。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【協働安全部】 市民協働推進課

意見9 「高齢者憩の家」の施設設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 宮の里中央、宮の里第二、宮の里東、宮の里第一住宅自治会</p> <p>■宮の里地区には高齢者が気軽に利用できるような施設がないので、高齢者が憩いの時間を過ごせるよう施設の設置を検討してほしい。</p> <p>【宮の里地区から高齢者憩の家の設置提案として】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化に伴い親が他界しても次世代の子どもたちは実家に戻って来ないので、空き家になっている戸建て住宅を活用する。</li> <li>・宮の里地区に唯一あった医院も閉院となり、その後テナントが入っていないので活用する。</li> </ul> <p>当面は、このような空き家を借り上げ高齢者憩の家として活用し、将来的には、宮の里児童館の改築時に高齢者憩の家の機能も兼ね備えた施設の設置を検討していただきたい。</p>	<p>■老人憩の家については、平成20年に厚木市老人憩の家条例を改正し、高齢者を主体とした施設から地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用することのできる施設として位置付けています。</p> <p>今後については、公共施設の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定しますが、老人憩の家は、原則、空き家等を活用した整備も含めて新たな施設整備は行わず、周辺に立地する児童館などとの複合化を検討していきます。</p> <p>また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場についても併せて検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	【政策部】 行政経営課  【福祉部】 地域包括ケア推進課

意見10 宮の里入り口から荻野運動公園までの交通安全対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■宮の里入り口交差点から荻野運動公園にかけて、車や自転車がスピードを出して走るため、危険な道路となっている。過去に交通事故もあり、問題を起こした車が見つからないこともあった。 交通安全対策として、</p> <p>①ガードレールを目立つ色にするなど、視覚効果を利用して、下り坂でスピードを出しすぎないように対策をしてほしい。</p> <p>②宮の里4丁目交差点から荻野運動公園までの歩道について、荻野運動公園の敷地で歩道の一部が狭くなっている箇所がある。前後は十分な幅があるが、この一部で狭くなっているため、人や自転車が余裕をもってすれ違いができない。公園も道路も市の土地であるので、交通安全のため、歩道として拡幅整備をしてほしい。</p> <p>③宮の里1丁目交差点と宮の里4丁目交差点の信号機に事故監視カメラを設置してほしい。スピードの抑制効果や事故が起きた時の早期発見ができるようにしてほしい。</p>	<p>①路面標示等による車両へのスピード抑制を検討していきます。</p> <p>②当該路線については、現時点では歩道整備計画はありませんが、今後、公園管理者と協議するとともに、歩道拡幅整備に向けて検討していきます。</p> <p>③信号機の管理など、道路交通法に関する交通施設の維持・管理については、県公安委員会の所管であり、厚木警察署が窓口となります。 厚木警察署に伺ったところ、交通監視カメラは、主に国道など交通量が多い幹線道路の交通状況等を管理するため設置しており、当該箇所については、比較的円滑な交通状況であることから、交通監視カメラの設置は難しいとの回答がありました。 該当の交差点等について、市では、スピード抑制などの交通安全対策として、注意看板の設置をいたしました。 今後については、運転する人にさらに注意喚起をするため、路面標示等を検討しており、交通安全対策に取り組んでまいります。 なお、県と市で防犯カメラの設置について補助（設置費の9割、上限27万円）しており、設置が難しい事例もありますが、自治会等の設置者は一部の御負担で防犯カメラを設置することができます。 《中間報告以降の状況等》 ■交通安全対策の一つとして、宮の里4丁目信号交差点先の調整池フェンスに横断幕を年度内に設置予定です。 路面標示については、令和4年度において実施してまいります。 防犯カメラ等の対策については、中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【道路部】 道路維持課、 道路整備課</p> <p>【協働安全部】 セーフコミュニティくらし 安全課、交通安全課</p>

意見11 LINEを利用した道路補修依頼について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■市のスマ報から道路修復の依頼ができるようにしてほしい。 LINEなら写真を撮って添付して提出が手間少なくていい。差出人が不明で困るならLINEで事前に登録した者だけにするなど方法を考えてほしい。 一方的な情報提供や想定内の質問しか受け付けられないシステムは改善をして、できるだけ双方向ができるようにしてほしい。</p>	<p>■現在、道路修復の依頼については、スマ報で受け付ける運用を既に行っております。 スマ報で投稿するに当たっては、スマ報のウェブサイトからニックネーム及びメールアドレスの登録をしていただき、写真及びコメントを添えて投稿することができますので、是非、ご利用ください。 また、LINEの活用については、現状、市からの情報発信を目的としており、個別に双方向でのやりとりをするような運用は想定していません。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点で対応済みです。</p>	<p>【政策部】 情報政策課</p>

意見12 手続の公平性について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
その他	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■ワクチン接種の予約がインターネットと電話で開始された。インターネットでは24時間受付が可能、コールセンターでは午前8時30分から午後5時15分までとなっていて、インターネットを使うことがままならない方々にとっては不公平感があつた。 今後、行政手続等についてもオンライン化が進んでいくと思われるが、不公平なものとならないよう配慮してほしい。</p>	<p>■ワクチン接種の予約方法については、高齢者優先接種時に予約を行うためにコールセンターへの問合せが一時的に集中し、結果つながりにくい状況が発生しました。現在では、インターネットからの予約と並行して、自動応答による24時間受付ができるシステムを導入したことにより、予約の電話がつながりにくいといった状況は回避されています。 行政手続等のオンライン化については、情報通信技術の活用によって、機会等に格差が生じることのないよう、オンラインによらない方法などの代替手段を設けながら取り組んでいます。 今後についても、インターネットをお使いになれない方にも配慮しながら、間接的な利便性の向上も含め、多くの方が情報通信技術の利活用による恩恵を享受できるよう努めていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【政策部】 情報政策課</p> <p>【市民健康部】 健康づくり課</p>

意見13 地域振興券の発行について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
<p>商 工 業 ・ 観 光</p>	<p>(1) 宮の里中央自治会</p> <p>■新型コロナウイルスの影響が長期化し、世帯収入の減少や商店等の活気がなくなってしまっている。 感染状況が落ち着いたときには、地域振興券の発行をお願いしたい。</p>	<p>■5カ月ぶりに緊急事態宣言が解除されたことを受け、市内の中小企業をはじめ、特に大きな影響を受けた飲食・観光業に対し1日も早く新型コロナウイルス感染症の拡大以前の経営状況に回復できるよう、総額5億円を超える4つの経済支援策を計画しました。</p> <p>その一つに、「あつぎ飲食店応援電子商品券」として、市内飲食店で、3千円で5千円分利用できるプレミアム率66.7パーセントの電子商品券を、7万セット販売しますので、是非、御利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けた市内飲食店を支援するため、市内在住・在勤・在学の方を対象に、令和3年12月20日から令和4年3月31日までの期間で使用できる、あつぎ飲食店応援電子商品券を発行しました。</p> <p>また、市内商店会等がプレミアム商品券を発行する経費の一部を補助することで、商店会の活性化及び地域における消費を喚起しました。</p>	<p>【産業振興部】 商業にぎわい課</p>

意見1 玉川地区河川内樹木等の伐採について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 玉川地区自治会連絡協議会</p> <p>■令和3年7月3日の豪雨による被害は、玉川地区においても河川を含み多数発生し、地域の方から甚大な被害に見舞われる前に備えを強化する必要があるとの声が届いている。</p> <p>玉川、七沢川、日向川において、近年、樹木や竹等が著しく繁茂し、樹木群は河川内の流水阻害を引き起こし水位上昇のおそれがあるとともに、樹木が流木となり堰や橋梁に滞留し支障を来す危険がある。また、樹木群が生長することで見通しが悪くなり、不法投棄等を助長することにもつながる。このような状況を踏まえ、河川管理者に対し、計画的かつ迅速な樹木の伐採等についての要望をするものです。</p> <p>なお、本年7月1日付け、玉川地区自治会連絡協議会から市を通じて、県厚木土木事務所に要望書を提出したところだが、県との連携のなか、樹木等が治水上の支障をきたさぬよう更なる要望をするものです。</p>	<p>■玉川、七沢川、日向川については、県が管理しているため、自治会の御意向を踏まえ、流水阻害を解消し治水安全度を向上させるよう、市から県に要望しているところです。</p> <p>御要望のありました樹木の伐採等について県からは、要望箇所が多数点在していることから、優先順位を見極め、順次、検討し対応したいと伺っています。</p> <p>今後についても、県と協力・連携しながら効果的な対策が継続されるよう働きかけていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■今年度、日向川の一部において樹木伐採の実施を予定していると県から伺っております。次年度以降も継続的に対応する意向を確認しておりますので、引き続き県に要望してまいります。</p>	【都市整備部】 河川ふれあい課

意見2 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)における玉川小学校について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
学校教育	<p>(1) 玉川地区自治会連絡協議会</p> <p>■少子・高齢化が進むなか、将来にわたりより良い教育環境を維持することを目指し「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)」が示された。地区内の玉川小学校は、地域の歴史を象徴する伝統校であるとともに、地域の活動・交流の場として身近な公共施設の一つとなっている。</p> <p>今回の基本方針では、地域住民にとっては、少子化による児童数減少が進むことで優先的対象校として統廃合が行われるのではないかと大変危惧している。方針の内容について市の考えを教えてください。</p> <p>①玉川小学校は、市内唯一の小規模特認校であるが、基本方針において、整合性をどのように図るか。</p> <p>②児童数・学級数の将来推計では、優先的に方策を検討する学校の対象校となるが、学級数だけでなく地域コミュニティが活発に行われている状況を踏まえ、適正規模の合意形成をどのように進めるか。</p> <p>③今後、地域住民への積極的な説明が必要ではないかと思うが、どのように行うか。</p>	<p>①玉川小学校は平成27年度に小規模特認校として指定され、特色のある学校づくりを進めていますが、新たに策定した厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(以下「方針」という。)においても、「小規模特認校制度」を学校規模適正化の方策の一つとして位置付けています。</p> <p>これまでの経緯も踏まえつつ、学校規模適正化に係る成果や望ましい小学校の在り方などを総合的に考慮して、適切な方策を選択してまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>②学校は教育施設としての役割が最も重要であることはもちろんですが、それに加え、地域で最も身近な公共施設でもあり、地域防災や地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、学校規模適正化の方策を検討する際には、児童や保護者、学校関係者はもちろんのこと、地域の方々の考えや思いを丁寧に伺い、合意形成を図りながら、取組を進めてまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>③学校規模適正化の方策を検討する際には、対象となる地域の方々へ様々な手法を用いて情報提供を行い、情報共有を図った上で、意見交換等を通して合意形成を図りながら、取組を進めてまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【教育総務部】 教育総務課

意見1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
学校教育	<p>(1) 中長谷自治会</p> <p>■厚木市小・中学校通学区再編成での学級数の適正規模は、小学校は12から24学級程度、1学年当たりでは、2から4学級程度とされている。</p> <p>令和3年5月現在、南毛利小学校では、37学級（各学年5学級と学習室7学級）で、児童数は1,008人の大規模校となっている。</p> <p>児童数の将来見込みについて、市全体では減少傾向とのことで現在4つある大規模校は、令和11年には1校になるとされているが、長谷公園南側のNTT社宅跡地に72戸の宅地造成及び小売店出店の計画があり、令和3年7月末から工事が着手された。</p> <p>入居者の家族構成は不明だが、近々には南毛利小学校の児童数は増加傾向が続くと想定される。</p> <p>教職員の負担軽減も含めて、小学校の統廃合を検討するに当たっては、個別の学校ごとに検討するのではなく、中学校区を基本的な単位としているので、地形的要件や地域コミュニティなどを考慮し、地域特性を十分に踏まえ総合的に検討していただき、計画の策定をお願いしたい。</p>	<p>■南毛利小学校の令和3年度時点の通常学級の児童数及び学級数は、1,008人、30人学級となります。</p> <p>これは、新たに策定した厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(以下「方針」という。)で定める小学校の適正規模12学級～24学級より多く、大規模校の区分になります。</p> <p>NTT社宅跡地における宅地造成に係る影響について、学校規模への影響を把握するため、過去の事例を踏まえ、新規入居者分を加算して推計を行った結果、児童数について、これまでの推計では、令和3年度の1,008人が最大で、以降は減少が続き令和12年度に700人になる見込みでしたが、加算後の推計では、令和5年度まで増加が続き、以降は減少に転じる結果となりました。</p> <p>こうした状況も踏まえ、方針に基づき、学校規模の適正規模・適正配置に取り組んでいきますが、取組に当たっては、御意見にもあるとおり、隣接する学校との関係を含めて検討を行い、通学区の設定についても、地域コミュニティとの関係性や通学区編成の経緯を踏まえ、市制施行前の旧町村域による8地域を基に再編成を伴う方策を検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【教育総務部】 教育総務課

意見2 NTT社宅跡地宅地造成にかかる周辺道路状況について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 中長谷自治会</p> <p>■NTT社宅跡地の宅地造成及び中規模店舗出店と向かい側にも店舗出店が計画されている。</p> <p>自家用車や配送車両等が入出店をする際に、反対車線からの出入りでは渋滞や事故の発生が予想される。</p> <p>南毛利駐在所前の丁字路付近では、道路に勾配があり見通しも悪いため、渋滞対策や安全な道路となるよう、隣接の清水バス停にバスベイを設置してほしい。</p>	<p>■既存道路の安全対策として、宅地造成に伴う新設道路との接続や店舗からの出入口については、開発事業者による警察との協議により計画されています。</p> <p>また、清水バス停におけるバスベイの設置については、開発事業者による土地利用計画から、設置に必要な用地の協力が得られませんでした。今後も交通混雑対策について検討するとともに、安心・安全な道づくりを進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路管理課

意見3 避難所運営委員会について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 毛利台ハイツ自治会</p> <p>■実際の災害に備える訓練をどのように行うべきか、役員が毎年交代するなか、その継続性をどうしたらよいか、避難所運営マニュアルの役割分担どおりに災害時に動けるのか、自治会員に認識してもらうことが課題となっている。</p> <p>新型コロナウイルスなど感染症に対応する対策の必要性もある。</p> <p>また、避難所となる毛利台小学校は、校舎の3階体育館が避難場所として指定されている。高齢者が多い地域であるため、実際に校舎の3階まで避難できるか不安がある。学校側との話し合いで、1階教室を利用できることになったが、どのように使えばよいか、工夫していく必要がある。</p>	<p>■コロナ禍における避難所運営では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した受付を行う必要があり、健康状態のチェックなど感染症対策を踏まえた避難所運営を行うため、マニュアルを作成し、各避難所運営委員会に周知を図っているところです。</p> <p>また、高齢者等の要配慮者や体調不良の方については、別室や屋内用テントなどを活用し、ソーシャルディスタンスを考慮した専用スペースを確保する必要があります。こうしたマニュアルに基づく役割分担や対応方法については、継続的に避難所運営訓練等を行い次代に引継いで行くことが重要です。また、運営委員会独自で、必要に応じたマニュアルの改定を行うことも必要です。</p> <p>なお、発災時に伴い、ホームページ等で避難所の混雑状況等の情報発信を行うことにより、市民の皆様の密を避ける行動を可能とし、感染防止対策が図られるよう対策を講じています。</p> <p>避難所に行く事だけが有効な避難方法ではありませんので、密を避けるための避難方法としての在宅避難や分散避難について周知するほか、避難所運営委員会とともに検討をしていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見1 相模川堤防の除草について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 下戸田自治会</p> <p>■旧県道の相模川堤防は、草が繁茂する時期は伸びた草が車道へ出るため市道路を狭め、その付近は危険な箇所となっている。 交通安全上危険なため、堤防の管理者である県との調整を含め雑草の除去対策をお願いしたい。</p>	<p>■神奈川県相模川環境課と調整し、車道に伸びた草については市の道路維持課が草刈りを行います。 《中間報告以降の状況等》 ■車道に伸びた除草を令和3年10月に実施いたしました。</p>	【道路部】 道路維持課

意見2 避難所でのコロナ対応について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 上戸田自治会</p> <p>■一昨年、相川地区においては、台風により相模川が氾濫寸前の危機となり、多くの住民が緊急避難する事態があった。また、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が行われ沈静化が期待されるものの、いまだ収束がみえない状況である。 こうした中、風水害で緊急避難をしなければならない状況になった場合、避難所に大勢の人たちが集中し、混雑することが想定される。 コロナ禍において住民が安心して避難できるよう、避難所における新型コロナウイルス感染症対策と、避難所で感染者が出た場合の対応について説明をお願いしたい。</p>	<p>■避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、受付での健康状態のチェックや、発熱・咳等の症状がある方の専用スペースの確保、屋内用テント等を活用したソーシャルディスタンスを考慮した避難スペースの設置など、感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを作成し、各避難所運営委員会に周知を図っているところです。 また、発災時に市ホームページ等で避難所の混雑状況等の情報提供を行うことにより、市民の皆様の密を避ける行動を可能とし、感染防止対策が図られるよう対策を講じています。 なお、体調不良の方については、別室で屋内用テントなどを活用して専用スペースを確保し、容態の経過観察をします。万が一、容態が悪化した場合は、保健所へ通報し、指示に基づき対応をしていきます。 コロナ禍における有効な避難方法として、市民の皆様在宅避難や分散避難について周知するとともに検討をお願いしているところです。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課

意見3 通学時間帯における見守り要員の確保について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 上落合自治会</p> <p>■現在、上落合の児童（約110名）は、戸田小学校に通学しているが、とても危険な所が2か所ある。1か所目は、新東名側道の横断歩道であり、市から学童通学誘導員が配置されている。2か所目は、県の消防学校グラウンド側の桜道の横断歩道である。 現在、消防学校のグラウンド側の横断歩道には、ボランティアとして、自治会長、民生委員、元民生委員等が児童の通学時間帯の午前7時30分から8時までの間、毎朝見守りを行っているが、児童の通学と通勤の時間帯が重なることから、横断歩道で一旦停止をしない自動車と事故（人身）になりそうな場面が、毎日のように発生している。 厚木警察署、市教育委員会（学童通学誘導員の担当）、戸田小学校に15分だけでも見守ってほしい旨を複数回依頼しているが、いまだ実現していない。 危険な箇所で特に対応が必要であると思われるため、通学誘導員の配置や児童が安全に通学できるよう環境を整備してほしい。</p>	<p>■通学路の安全確保については、現在、戸田小学校から整備要望があった箇所の現地調査を進めています。御指摘の箇所については、関係部署で構成した通学路の安全対策協議会において、見守りによる人的安全対策も含め、自動車が横断歩道で一旦停止をするよう、道路交通法の遵守に有効な対策の検討を行います。 なお、御要望の2か所については、車両に対する注意喚起として、「横断歩道あり 歩行者注意」の看板を2枚ずつ設置します。 また、危険箇所②の場所については、警察と調整した結果、路面標示（交差点マーク）及びカラー舗装設置により、通行車両に対してスピードの抑制を促す対応をします。 《中間報告以降の状況等》 ■御指摘の箇所に注意看板を設置しました。また、危険箇所①（県防災センター北西側）については、今後開通予定の路線があるため、交差点手前から看板を設置します（年度内対応予定）。 危険箇所②の場所について、車両に対し、歩行者への注意を促す反射板を設置したほか、路面標示（交差点マーク）及びカラー舗装、カーブミラーを設置しました。</p>	<p>【協働安全部】 交通安全課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p> <p>【学校教育部】 学務課</p>

意見 4 自治会活動の負担軽減策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 岡田地区自治会</p> <p>■少子高齢化の進展や人口減少により、自治会の担い手不足が少しずつ顕在化するなか、自治会加入率も年々減少し、今後の自治会活動に支障を来すのではないかと心配している。</p> <p>また、自治会としての自主的な活動に加え、行政への協力、さらには、広報等の配布、各委員の推薦、募金等などといった協力等の負担が重荷になっているという声も多く聴くようになった。</p> <p>このような状況の中で、自治会加入率を高め、住民が自治会活動に参加したいと思える環境づくりをするためには、自主的な自治会活動の見直しを図るのは当然であるが、特に、住民が負担に感じている行政からの依頼等について、見直しを図る必要があるのではないかと。</p> <p>そこで、住民が負担と感じている以下の「行政等からの協力依頼である募金等」について、負担軽減のため検討をしてほしい。</p> <p>① 募金等の集金方法について 年数回ある集金を一括集金とすること。</p> <p>② チラシ、回覧等の配布について 必要最小限にし、月1回程度に集約できないか。</p> <p>③ 各委員の推薦について 委員の担い手が少ないため推薦に苦慮している。選任を単位自治会ではなく、複数自治会とするなどして選任委員数の削減ができないか。</p>	<p>①募金等の集金方法については、募金期間の拡大や、依頼時期の統一等により、できる限り集金回数を減らせるよう実施団体に対し働きかけを行っていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>②広報紙や公民館だよりについては、市の事業や感染症の予防、ワクチンなどの最新情報を掲載するため、月2回発行しています。現時点では、発行頻度の変更について具体的な検討はしていませんが、今後、掲載する内容や配布方法などについて検討を進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■今後、各自治会の配布に係るニーズの把握に努めるとともに、市で配布するチラシや回覧の調査を行い、配布方法などについて、担当課と連携しながら検討を進めていきます。</p> <p>③各委員の推薦については、令和2年度に、自治会長個人への役職の集中の解消や役員等の推薦事務の負担軽減のため、各種委員への就任、推薦依頼等について見直しを行いました。</p> <p>単位自治会で選任している各委員等を複数自治会（連合等）での選出にできないかという御意見については、引き続き各委員の所管課と調整をしていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 広報課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p> <p>【社会教育部】 社会教育課</p>



意見1 県立厚木商業高等学校の跡地を複合施設としての利用について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 緑ヶ丘地区自治会連絡協議会</p> <p>■令和6年3月末に閉校予定の県立厚木商業高等学校の跡地を、公民館、児童館、小学校、老人憩の家の複合施設用地として活用してほしい。</p>	<p>■人口の急増した昭和50年代を中心に整備された公共施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、持続可能な行財政運営及び良質な行政サービスを次世代に引き継ぐため、今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定します。</p> <p>小・中学校の建て替えについては、現在地での建て替えを基本とし、更新時期を迎える緑ヶ丘小学校についても、現在地での建て替えを検討しています。その際には、周辺にある老人憩の家、児童館との複合化・集約化を検討いたします。</p> <p>こうしたことから、県立厚木商業高等学校の跡地を公共施設に活用する予定はございませんが、有効な活用方法について、地元の御意見を伺いながら、県への働きかけ等を行ってまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p> <p>また、令和3年12月の緑ヶ丘地区自治会連絡協議会において、商業高校と県の担当課から説明をさせていただきました。</p> <p>今後についても、地域の皆様に、必要な時に必要な情報を提供されるよう県に働きかけてまいります。</p>	<p>【政策部】 行政経営課</p> <p>【福祉部】 地域包括ケア推進課</p> <p>【こども未来部】 青少年課</p> <p>【教育総務部】 教育総務課、教育施設課</p>

意見2 緑ヶ丘さくら公園の管理について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 王子3丁目自治会</p> <p>■緑ヶ丘さくら公園西側の木道階段について、階段が急で、土が窪んで危険なため、撤去するか、安全に歩行できるよう再整備してほしい。</p>	<p>■緑ヶ丘さくら公園については、地域の憩いの場として多くの皆様に御利用いただいています。</p> <p>御指摘の西側の木道階段については、経年による変化はあるものの、バス停の利用者等多くの方に現在も御利用いただいていることから、今後も安全に御利用いただけるよう、階段の窪みの解消や手すりの設置等の安全対策を実施していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■階段のくぼみについては解消、整備済みです。また、手すりについても設置済みです。</p> <p>今後についても、地元自治会や市民センターと調整を図りながら進めていきます。</p>	<p>【都市整備部】 公園緑地課</p>

意見3 都市計画道路の開通予定と歩道整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 緑ヶ丘1丁目自治会</p> <p>■市道緑ヶ丘幹線は、交通量が多く、渋滞をきたしている。また、令和2年4月30日の早朝には、緑ヶ丘1丁目芝公園前の市道緑ヶ丘幹線交差点で、自転車に乗った70代の女性が軽自動車と衝突して亡くなる事故が発生した。</p> <p>①緑ヶ丘地区を通過する都市計画道路厚木環状2号線と近隣に計画されている厚木環状1号線の開通予定をお伺いしたい。</p> <p>②歩行者の安全を確保するため、市道辻戸室線の緑ヶ丘入口交差点から本交差点に至る間で歩道が途切れている箇所の延伸整備を進めていただきたい。</p>	<p>①都市計画道路の整備については、あつぎの道づくり計画に位置付け事業の推進をしていますが、緑ヶ丘地区を通過する都市計画道路厚木環状2号線については、整備手法を検討する路線としての位置付けであり、厚木環状1号線については計画に位置付けされていないことから、両路線とも開通時期は未定となっています。</p> <p>今後については、周辺状況の変化等を鑑みながら、機会をとらえて整備について検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>②4月30日の死亡事故発生後、警察や庁内関係機関と現場検証を実施し、再発防止対策について協議した結果、事故発生交差点の横断歩道・一時停止線の補修、センターラインの補修、減速標示の設置、路面のカラー舗装、注意看板の設置、高木の剪定により視界を確保し、安全性を高めることとなりました。既に、一部の横断歩道の補修以外実施済みですが、関係機関等と連携し、交通安全対策に努めていきます。</p> <p>また、歩道の延伸整備については、連続性の確保された安心安全な歩行空間を実現するため、地権者及び関係者と用地協力等について協議し、早期での整備完了に向け事業推進していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■再発防止対策の横断歩道の補修については、警察にて現地再確認後、摩耗が少ない箇所の補修は行わないとの判断となり、中間報告時点で実施済みである対策で完了となります。</p>	<p>【協働安全部】 交通安全課</p> <p>【道路部】 道路整備課</p>

意見1 小田急線踏切の拡幅について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p><b>(1) 船子自治会</b></p> <p>■東名厚木病院の前の道路は、小田急線の踏切と国道246号線を通過するため、特に朝の通勤時間帯に森の里方向へ向かう道路が激しく渋滞する。そのため、病院周辺の細い農道を抜け道として利用する車両が多数見受けられる。これらの車両による道路混雑の対策として、東名厚木病院と小田急線の間を小田急線と並行して走る道路（市道A-214号線）の拡幅工事が行われ、一部5m幅道路として完成しており、残りも令和4年に工事が完了する予定である。ところが、この道路を抜け道として通過する車が国道246号線に出るためには、踏切（本厚木13号、14号踏切）を渡る必要があり、これらの踏切は幅が狭いままのため、ここがボトルネックとなっている。この状況を改善するためにも、踏切の拡幅をしてほしい。</p>	<p>■踏切の拡幅改良については、関係機関との調整が必要となります。今後も、関係機関と調整を図り、踏切の拡幅改良を含めた道路整備について検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路管理課

意見2 歩行者の安全対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p><b>(1) 愛甲宮前自治会</b></p> <p>■現在、市道長谷線の愛甲橋から宮前交差点までの道路の両側の歩道を通学の高中生や通勤者が愛甲石田駅に向かいかなりの速度で走行しており、その間の信号のない丁字路での車やバイク、自転車、歩行者との出会い頭の衝突事故が過去に発生しており、非常に危険である。</p> <p>また、セブンイレブン厚木愛甲南店からツタヤ愛甲石田店までの間は特に自転車のスピードが速く、朝の登校児童をはじめ、歩行者とぶつかる危険が高く、宮前地区の住民の方々から何とか出来ないかとの要望が多数寄せられているので、重大事故が発生しないように自転車への警鐘方法や走行規制の検討をお願いしたい。</p> <p>また、自治会長要望を提出している見通しの悪い丁字路への一時停止標識や停止線の設置について、早期に実施されるように所管する機関への働きかけをしていただくようお願いします。</p>	<p>■一時停止線の新設など道路交通法に関する規制については、県公安委員会の所管であり、厚木警察署が窓口となります。</p> <p>地域からの御要望を伝え、今一度警察に現地を確認していただき、規制の新設について協議していただくよう要請していきます。</p> <p>また、自転車への注意喚起については、御指摘の場所の付近における啓発活動を厚木警察署と合同で実施するほか、歩道を通行する自転車の速度抑制を促し、安心・安全な道づくりを進めるために、整備方法について検討してまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和3年11月5日（金）の通学時間帯に厚木警察署と協力し自転車利用者への啓発活動及び交通指導を実施し、一時停止の規制について協議していただくよう要請しました。</p>	【協働安全部】 交通安全課  【道路部】 道路維持課

意見3 自治会活動の維持・存続・運営等について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p><b>(1) サングレイス愛甲石田自治会、コープ野村自治会</b></p> <p>■より良いまちづくりのため、自治会活動がいかに必要な活動であるかは、住民の皆さまには十分認識していただいているものと思う。</p> <p>しかし、子育てや親の介護、家計のために夫婦共働きをせざるを得ない状況など、経済的・時間的な制約から、年々負担が大きくなってきている自治会活動への協力や参加をいただける世帯は減少しているため、自治会役員などの活動の担い手が不足し、将来的には自治会活動の運営にも支障を来すことになりかねない不安がある。</p> <p>①既に約4人に1人が65歳以上の高齢者で今後は高齢化が進むだけでなく、人口減少が想定される中、今後の自治会のあり方や活動内容についてどのように考えているか。</p> <p>②コロナ禍もあり、企業ではリモートワークが活用されている場面も多くなってきたが、自治会などの地域の活動はWi-Fi等の環境整備が整っていないこともあり、まったくといっていいほどオンライン化は進んでいない。</p> <p>人的接触によるリスク回避や、ネットワークにつながることで人々の生活をより豊かにするいわゆるユビキタス社会の実現を目指すためにもオンライン化は必須だと思うが、自治会費だけで環境整備や毎月のネットワーク代を賄うのは難しいと感じている。</p> <p>今後、予算を充てて、公民館や自治会館など地域の集会施設へのWi-Fi等の環境整備を行っていく予定はあるか。</p>	<p>①自治会は市がまちづくりを進める上で、必要不可欠なパートナーであると認識しています。</p> <p>少子高齢化等、社会環境が目まぐるしく変化していますが、地域の様々な課題の解決に向け、今後も自治会と行政が協力し合いながら、自治会活動を支えていきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>②自治会館へのインターネット回線工事（Wi-Fi用無線機器、通信費等は除く。）については、地域集会所施設建設費等補助金の対象となる場合がありますので、市民協働推進課まで御相談ください。</p> <p>Wi-Fi用無線機器の購入費や通信費等については、自治会活動補助金等を活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、市では、災害時における避難者等への情報収集支援及び公共施設を利用する市民の皆様の利便性の向上の観点から、本厚木駅や愛甲石田駅のほか、ぼうさいの丘公園など、28か所で公衆無線LANサービス「Atsugi Free Wi-Fi」運用しています。</p> <p>また、令和3年8月には、建て替え中の厚木北公民館を除く全ての公民館（分館含む）への整備が完了し、Wi-Fiが御利用いただけるようになりました。</p> <p>現在、他の公共施設等への大きな規模での拡大の予定はありませんが、今後の施設等の利用状況などを踏まえながら、調査研究していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【政策部】 情報政策課  【協働安全部】 市民協働推進課

意見4 鳥のフン害対応について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p><b>(1) パークハイツ本厚木自治会</b></p> <p>■①本厚木駅前、②愛甲石田駅前、③東名高速道路と国道246号線が交差する高架下歩道などの鳥のフン害について対応をお願いしたい。</p> <p>また、これまでの対応の実績や今後の計画についてお聞きしたい。</p> <p>なお、③については、国の所管と思われるが、市から管理者へ積極的に対応していただくよう働きかけをお願いしたい。</p>	<p>■鳥のフン害について、本厚木駅前については、音と振動を発生する機器を設置し、鳥が集まらなくなるなど一定の効果はありましたが、今後も効果が継続するかどうかが見極めていきます。</p> <p>愛甲石田駅前については、本厚木駅での対策方法や効果を検討し、対策方法を検討していきます。</p> <p>また、東名高速と国道の交差する高架下については、いただいた意見を所管の国道事務所へ伝えるとともに、効果的な対策がとられるよう働きかけていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路維持課、国道調整担当

意見5 八幡公園の遊具のリニューアルについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p><b>(1) パークハイツ本厚木自治会</b></p> <p>■当マンションに隣接する八幡公園には遊具が設置されているが、設置から30年以上経過している。定期的に遊具の点検と更新を行っていただいているが、最近の遊具は進化していることもあり、使用する年齢に沿った遊具への交換をお願いしたい。</p> <p>この公園は、非常に立地条件の良い場所にあるため、普段から親子で利用する方が多く、現在主に利用しているのは幼稚園児から小学生です。道路を挟んで八幡公園と船子宮ノ里公園があるので、子どもたちは2つの公園を行ったり来たりしている。</p> <p>遊具、砂場の外柵ともに老朽化が進んでいるので、幼稚園児から小学生を対象とした遊具の更新と、公園出入口を小さい子どもが飛び出しにくくする工夫や道路を走る車への注意喚起の看板等があると、より安心して遊べるものと考えます。</p> <p>今後も楽しく安全に利用できる公園にすべく、遊具のリニューアルと看板設置等の安全対策をお願いします。</p>	<p>■八幡公園は、パークハイツ本厚木の開発に伴い造られた公園であり、平成元年に市に帰属され、地域の皆様に御利用いただいています。</p> <p>御意見のとおり、市内各地の公園の遊具等については、定期的に点検を行いながら、老朽化しているものから順次更新を進めているところです。八幡公園の遊具については、今年度、小学生以下を対象年齢とした「すべり台」の更新を予定しています。</p> <p>また、公園の出入口の飛び出し防止に係る安全確保については、船子宮ノ里公園と併せ、注意喚起のため「とびだし注意」の看板を設置します。</p> <p>今後も皆様が快適で安心安全な公園として利用していただけるよう、地域の皆様の御意見をお聞きしながら取り組んでいきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■八幡公園については、「すべり台」を更新し、安全対策として「とびだし注意」看板を設置済みです。</p>	【協働安全部】 交通安全課  【都市整備部】 公園緑地課

意見6 ごみ集積所用折り畳み式収納枠について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) コーブ野村自治会</p> <p>■ごみ収集日に使用するごみ収納枠について、劣化が進んでいたため昨年新しいものに交換していただき大変ありがたいです。 しかし、収納枠の準備は当番制で行っているが、当自治会には高齢者が多く、収納枠が重いためとても苦労している。 この収納枠について、高齢者でも扱いやすいように、もう少し軽くしっかりしたものに变更できないか、検討をお願いします。</p>	<p>■緑のごみ収納枠については、平成21年度からスタートしたごみ減量化・資源化新システムに伴い、新たに資源化品目として追加したプラスチック製容器包装などが台風等で飛散しないように、ある程度の重さも考慮して設計されたものです。 しかしながら、御意見のとおり、高齢の方には使いづらい面もあると認識していますので、今後メーカーに相談するなど、より良いごみ収納枠の購入を検討していきます。  <b>＜中間報告以降の状況等＞</b>            ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【循環型社会推進担当】 環境事業課

意見7 愛甲原児童館の建て替えについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 愛甲原自治会</p> <p>■愛甲原児童館は地理的に高台に位置し、災害時における南毛利南地区の指定緊急避難場所として指定されている。 しかし、避難所としては安全に利用するには経年により老朽化が進んでいる。 日頃の子どもたちの交流の場だけでなく、お年寄り等の憩いの場として、避難所として必要な機能と設備を持たせ、安心安全な施設として、愛甲原児童館を建て替えてほしい。</p>	<p>■愛甲原児童館の施設の老朽化等の現状については、十分認識しており、修繕等が必要な箇所については、優先的に対応しているところではあります。 今後については、公共施設の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定します。 なお、愛甲原児童館については、令和14年度までに建て替えを行う施設として、計画に位置付ける予定です。 また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場についても併せて検討していきます。  <b>＜中間報告以降の状況等＞</b>            ■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	【政策部】 行政経営課  【こども未来部】 青少年課

意見8 空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 愛甲原自治会</p> <p>■愛甲原住宅は50年近くの住宅地ということもあり、家主と連絡のつかない空き家の問題にも直面している。空き家の外壁が傾き、倒れてしまった箇所もある。万が一倒れた際に、小さな子どもや高齢者が歩いていたら、大怪我となる可能性がある。 その他、空き家に生えている木が巨大化し、隣の家にまで侵入してきているケースもある。このような空き家の問題解決に向け、定期的に空き家の管理状況を確認し、適正に管理するよう所有者に働きかけるなど、市として引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。</p>	<p>■近隣に悪影響を及ぼしている空き家については、住宅課を含めた関係各課から助言及び指導を行うとともに、各種補助制度の周知を行っています。 今後も定期的なパトロールを実施するなど、状況の把握に努め、空き家所有者については、適正管理に関するパンフレット、空き家解体工事補助金の案内、シルバー人材センターによる雑草の除草・植木剪定等の空き家見回りサービスについての案内を送付し、空き家の適正な維持管理及び解消の促進を行っていきます。 近隣の皆様に御迷惑が掛かっている状況にありましたら、個別に対応しますので御相談ください。  <b>＜中間報告以降の状況等＞</b>            ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【まちづくり計画部】 住宅課

意見1 森の里小学校・森の里中学校避難所の電源設備と組織体制の整備について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■森の里地区は、市内各地と比べて水害の危険性が少なく、地盤が固く地震にも強い地域であることから、他の地区から避難される方が増える可能性がある。</p> <p>その反面、山沿いで交通の便が悪いことから、災害時における物資補給等の支援が遅れる可能性が高い。また、高齢化が進んでおり、避難所運営委員会も自主防災隊も高齢・弱体化している。</p> <p>避難所における電源確保については、防災倉庫配備のガソリン発電機と体育館用に大型発電機が配備され、館内の照明とコンセントがそのまま使えるように改善された。</p> <p>しかし、ガソリンの備蓄が10L程度しかなく、市からガソリンが配給されるまでは発電機がほとんど使用できない。このため、避難所開設の初期段階（1～3日間）に必要な電力確保が困難となることが予想される。また、自治会組織（役員・班長）が単年度で変わっていく現状では、避難所の立ち上げ・運営面の人的リソース不足が否めない。</p> <p>公共施設の電源対策としてソーラー発電設備の設置が検討されているが、実現には10年単位の時間がかかる。そこで、段階的に以下の対策を検討してほしい。</p> <p>①いつ発生するか知れない震災に備えた小規模なソーラー発電設備として、数KWh規模のソーラーパネルとポータブル蓄電器の配備：パソコン・プリンター等の稼働及び夜間（照明等）の無音電力の確保を検討していただきたい。※EV用の中古蓄電池の再利用も考えられる。</p> <p>②国家施策のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）制度は、既存建築物も対象としており、制度の利用により省エネ校舎とし、定常的な省エネと災害時の電力確保を検討していただきたい。</p> <p>③避難所運営及び自主防災隊の組織メンバーの固定化が進むように、消防団のサブ（固定メンバーによる）組織を設けた事例及びインセンティブが与えられるような方策などがあれば紹介してほしい（厚木市他を含めて）。</p> <p>*森の里五丁目のサブ組織においては、世代交代が課題となっている。</p> <p>④大規模災害の際は、他地区からの避難者対応のため、避難所運営に当たる応援部隊として市の職員の派遣を強化していただきたい。（現状では災害時の避難者の大多数は他の地区からの避難者となっている。）</p>	<p>① 災害時におけるソーラー発電や蓄電池の活用は大変有効であると認識しています。</p> <p>令和元年度には小・中学校体育館へ非常電源切替盤の設置や大型発電機を整備したところですが、更なる避難所の環境を整備することは大変重要であるので、学校全体での配備等を考慮し担当部署と調整を図っていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>② 公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池の導入や省エネ化については、2050年カーボンニュートラルを達成するために必要であり、厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、着実に進めていきます。</p> <p>学校施設については、厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針に基づき、計画的に予防保全を実施し校舎の長寿命化を行っています。</p> <p>また、省エネ校舎（ZEB）への改修については、今後の建物の方向性を踏まえた上で、機能向上を図る長寿命化改修の際に、検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■2050年カーボンニュートラルの実現のためには、公共建築物の省エネ化や、太陽光発電システムなどによる再生可能エネルギーの導入などが必要であるため、令和4年2月に市が保有する公共施設の今後の方向性を定める厚木市公共施設最適化基本計画を改定し、カーボンニュートラルの実現に向けた実施方針を位置付けました。</p> <p>今後については、同計画のほか、厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき取り組んでまいります。</p> <p>③ 事例や方策について、他市の事例を挙げさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期のルールを明確にした上で、世代交代を図る</li> <li>・下部組織として青年部等を設け、未来の担い手の育成を図る</li> <li>・地域ボランティア組織との協力</li> </ul> <p>（例：平時と緊急時の二つの側面を持つボランティア組織）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担の大きい業務は組織で対応する（担当者だけに責任を負わせない）</li> </ul> <p>なお、本市では、大規模災害発生時において、消防団員を後方から支援する組織として、消防団員OBで構成する「大規模災害サポート隊」を編成し、地域の消防・防災体制の強化を図っています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>④避難所運営については、事前に担当部署（職員）を決めて、対応に当たっていますが、避難所運営職員が追加で必要となった場合には、他部署と調整をして、追加職員を派遣できる体制を整えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>【環境農政部】 環境政策課</p> <p>【教育総務部】 教育施設課</p>

意見2 森の里地域への防犯カメラの整備について

分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■森の里地区内の犯罪発生率はかなり低いですが、周辺地域の開発や今後の道路整備の進展などによる人流増加によって、犯罪発生率が上昇する可能性がある。また、学校近くのバス通りの坂道でスピードを出す車が目立っている。</p> <p>交通事故や犯罪の抑止効果を上げるため、段階的に防犯カメラの設置が必要と考える。</p> <p>①犯罪抑止の面から森の里センターバス停付近や地区内の公共施設</p> <p>②交通対策の面から外周道路及び域外接続道路の要所（トンネル等）への設置をしてほしい。</p>	<p>■防犯カメラの設置については、安心・安全なまちづくりを進めるため、平成28年から3年間の計画で、小・中学校などからの意見に基づき、小・中学校の通学路に42台を設置したほか、本厚木駅周辺などにも70台を設置しており、市が設置した防犯カメラは計112台あります。また、自治会が設置したのものも、22団体で計33台あり、一定の整備が進んだものと認識しています。</p> <p>現在においても、自治会等の防犯活動団体が防犯カメラを設置する際には、1台当たり27万円を上限に、県と市で設置費の9割を補助していますので、こちらの補助制度の活用をお願いします。</p> <p>今後についても、防犯パトロールを強化するとともに、防犯対策についての地域の皆様の意識の変化を捉え、効果的な取組を進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 セーフコミュニティづくり安全課</p>

意見3 公民館及び自治会館のオンライン会議システムの構築について			
	自治会長からの意見	回答	担当部課
自治会活動関連	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■新型コロナウイルスの影響で、各種会議の開催においては、対面に代わり書面会議としたり、出席者の人数制限を設けたり対策を行っているが、地域の各種団体の幅広い意見交換の場が制約されている。</p> <p>当地区の避難所運営員会等の会合においては、会議の一部で「ズーム」を利用したオンライン会議を試みているが、個人間のネットワーク利用のため、毎年度の委員交代に合わせ、その都度ネットワークを再構築しなければならない。</p> <p>新たな感染症対策が必要な状況において、意見交換の場を確保するには、自治会館を中継地点としたネットワークを構築し、各種団体のメンバーが、所属の自治会館からオンライン会議に参加できるシステムを構築することが望ましい。</p> <p>また、各種会議にオブザーバーあるいは情報提供者として参加していただいている公民館を含めたネットワーク構築は、情報共有のために、より有効と考えます。</p> <p>公民館を中心として自治会館のネットワークを厚木市全域に発展させることにより、例えば、厚木市自治会連絡協議会の会議等もオンライン会議が可能になると思われる。</p> <p>自治会館にインターネット環境が整備されていないところがあるので、構想の第一歩として、各自治会館のWi-Fi環境整備のための補助金及び公民館とのネットワーク会議の構築に対する支援をしていただきたい。</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン会議の重要性は認識しています。公衆無線LANサービス「Atsugi Free Wi-Fi」については、災害時における避難者等への情報収集支援及び公共施設を利用する市民の皆様の利便性の向上の観点から、本厚木駅や愛甲石田駅のほか、ぼうさいの丘公園など、現在、14か所で運用しています。</p> <p>また、今年度については、厚木北公民館を除く14公民館（分館含む）に整備し、令和3年8月からサービスを開始しております。新たな感染症の脅威の中、今後の公民館事業を進める上でも、オンラインを活用した会議等は感染症対策の一つとして有効です。</p> <p>また、公民館とのネットワーク会議の構築に対する支援をしてほしいとの御意見については、技術的なアドバイスなどの支援は可能ですが、自治会館へのインターネット回線工事（Wi-Fi用無線機器、通信費等は除く。）については、地域集会施設建設費等補助金の対象となる場合があるので、市民協働推進課まで御相談ください。</p> <p>なお、Wi-Fi用無線機器や通信費等については、自治会活動補助金等を活用いただきますようお願いします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【政策部】 情報政策課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p> <p>【社会教育部】 社会教育課</p>

意見4 地域包括ケア社会の実現に向けた「老人憩の家」の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■森の里地区は、公民館のある市内15地区の中で、最も高齢化率（令和2年10月時点で41%）の高い地区となっているが、唯一「老人憩の家」が存在しない。</p> <p>次期の公共施設整備計画においては、是非とも「老人憩の家（または同等の機能を有する施設）」を早期に整備し、高齢者が集える場所を確保してほしい。</p>	<p>■老人憩の家については、平成20年に厚木市老人憩の家条例を改正し、高齢者を主体とした施設から地域にお住まいの市民の皆様が集会等のコミュニティ活動に利用することのできる施設として位置付けています。</p> <p>今後については、公共施設の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定いたしますが、老人憩の家は、原則、新たな施設整備は行わず、周辺に立地する児童館などとの複合化を検討してまいります。</p> <p>また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、多世代交流による地域コミュニティ形成の場についても併せて検討してまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	<p>【政策部】 行政経営課</p> <p>【福祉部】 地域包括ケア推進課</p>

意見5 森の里地区の空き家解消に向けた仕組みづくりについて			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■現在、森の里東土地区画整理事業が進められており、企業誘致の状況を教えてほしい。</p> <p>厚木市は子育てしやすい街としての評価が高いと聞いているが、その中でも、森の里地区の宅地は比較的広いことから、親子両世代で同居できるほか、戸建てとマンションが共存し多様な住み方ができる地域となっている。また、近年では、働き方が多様化し、リモートによる在宅ワークが増加しており、住環境を重要視する傾向が伺える。</p> <p>地区自治連では、域外の方に森の里地区への移住をアピールし、地区内で増加している空き家を減らすことができないかと模索している。具体的には、ビデオやYouTubeを利用したアピール方法を検討しており、アドバイス他、市からの支援や補助をお願いしたい。</p> <p>地域に新たに雇用を生む企業や従業員の多い企業が誘致されるのであれば、企業誘致の際に森の里地区の空き家情報を提供することで、新たな入居者の増加を図れるのではないかと。空き住宅解消を進めるための仕組みづくりを検討してほしい。</p>	<p>■企業の立地促進については、「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」に基づき、立地企業に税金の優遇措置や奨励金による支援を行っています。</p> <p>令和3年3月には同条例を改正し、奨励措置の対象区域や一部奨励金の見直しによる支援拡大により、インセンティブの充実を図りました。</p> <p>森の里東土地区画整理事業施行地区内における進出企業の立地状況等は、次のとおりです。</p> <p>・既に操業を開始した企業（）内は就業者数</p> <p>①市光工業(株) (約600人)</p> <p>②田中水力(株) (約60人)</p> <p>③共英産業(株) (約40人)</p> <p>④堀硝子(株) (約70人)</p> <p>⑤戸田建設(株) (約20人)</p> <p>・現在建築工事中の企業（）内は就業者数</p> <p>⑥SBSリコーロジスティクス(株) (約300人予定)</p> <p>⑦日本梱包運輸倉庫(株) (約50人予定)</p> <p>なお、これらのほか、造成工事が完了した宅地が2宅地、造成工事中の宅地が8宅地（令和5年7月完成予定）となっています。</p> <p>また、空き家については、所有する方の財産であり、売却を考えている方や、そのまま所有し将来的に所有者や親族が利用することを希望されている方など、空き家の活用方法については、それぞれの考えがございませぬ。</p> <p>今年度は市内の空き家所有者に対し、空き家のアンケート調査を行っており、活用を検討している方については、所有者と不動産事業者をつなげる仕組みを構築していますので、売却、賃貸などの意向を確認し、空き家の解消及び不動産流通の促進につながるよう取組む予定です。</p> <p>また、厚木市への定住促進として、親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金や若年世帯を対象とした若年世帯住宅取得支援事業補助金を実施しており、両事業において、森の里地区を定住促進地域として定め、補助金に加算額を上乗せし、より森の里地区への移住がしやすくなるように努めています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【産業振興部】 産業振興課</p> <p>【まちづくり計画部】 住宅課</p> <p>【都市整備部】 まちづくり推進課</p>

意見6 森の里地区への交番設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防犯関連	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■森の里地区は、現状では犯罪が少ないが、今後は高齢化及び一人暮らしの高齢世帯の増加が避けられない状況で、詐欺被害の増加が懸念される。そこで、森の里地区の安全を確保するため、地区内に交番の設置を検討していただきたい。</p> <p>現状ではパトカーによる巡回はあるが、主に交通対策が中心と思われる。森の里地区への交番の設置が難しいのであれば、地域の安全確保のため、複数箇所に警察官立寄所を整備し、週に何度か立ち寄り、巡回を増やしてほしい。</p>	<p>■交番の新設については、神奈川県警察が計画して設置しているものですが、市民からの要望を受け、毎年度県に対し、交番の設置についての要望書を提出していますので、継続して行っています。</p> <p>市としましては、市民の皆様が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、青色回転灯搭載車でのパトロールを引き続き実施してまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【協働安全部】 セーフコミュニティづくり安全課</p>

意見7 森の里公民館の駐車場整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■森の里公民館には専用駐車場がない。近くに若宮公園利用者のための駐車場があるが、駐車可能な台数が少ないことから、会議やイベント等の際には、路上駐車が発生している。</p> <p>森の里公民館の利用者への十分な駐車場を整備してほしい。</p>	<p>■森の里公民館の駐車場については、公民館敷地内に4台分を設置していますが、公園管理者と調整し、若宮公園駐車場も公民館御利用の方のためにも利用できるようになっています。さらに、近接した場所に、別に用地を確保することは難しい状況です。</p> <p>現在の駐車場利用台数の抑制対策としては、利用者に対して館内掲示やチラシの配布等によって、自家用車の相乗りやバスなどの公共交通機関での来館の御協力を呼び掛けるなどの対応を図っています。</p> <p>また、公民館まつりなど多くの方の来館が見込まれる催しを開催する場合は、あらかじめ、近隣の土地をお借りして臨時駐車場を確保していますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【社会教育部】 社会教育課</p>

意見8 路線バスの改善について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■本厚木バスセンターから森の里行きのバスは、本厚木駅前前のバス停を通過してしまうため、駅前で買い物をしても、荷物を持ってバスセンターまで歩かなくてはならず、高齢者や障がい者にとっては、大きな負担となっている。その結果として、バス利用者の減少と買い物客の減少につながっているのではないかと懸念されている。</p> <p>本厚木駅前前のバス停にもバスセンター発車の森の里行きの路線バスが停車するように見直ししていただきたい。</p> <p>また、愛甲石田駅から森の里行きのバス停（4番乗り場）にだけ、ベンチがない。従来は15分に1本のバスがあったが、現在は、30分に1本に減便されている。このため、高齢者や障がい者が増加する中、駅前バス停で立ったまま30分バスを待たなくてはならない状況が生じている。</p> <p>また、バス停の屋根が小さいため、雨の日は傘を差して長時間並ばなければならない。</p> <p>愛甲石田駅のバス停（4番乗り場）にベンチの設置と、駅前で多くの方がバスを利用するので、傘を差さなくて済むように屋根を追加設置していただきたい。</p>	<p>■本厚木駅北口1番、2番乗り場は、非常に多くの系統が停車し、乗車客も非常に多いため、バス事業者では、各系統の利用状況を勘案して通過する系統を設けていると聞いています。</p> <p>また、厚44系統の厚木バスセンター発森の里行きは、北口駅前が混雑する午前10時までは、北口駅前2番乗り場には停車していませんが、午前10時以降については、バスが停車しますので利用できます。</p> <p>北口駅前の理想的なバス利用環境を整備するには、エリアの拡張が必要となることから、今後は、本厚木駅北口周辺整備関連事業や中町2-2地区周辺整備関連事業において計画されている厚木バスセンターの再整備と併せて、バスの乗降場所の拡充、バス待ち環境の改善に取り組んでいきます。</p> <p>なお、愛甲石田駅から森の里行きバス停へのベンチの設置及びバス停上屋の追加については、現状を鑑みて、愛甲石田駅周辺のまちづくりを進める中で設置に向けて検討してまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【まちづくり計画部】 都市計画課</p> <p>【市街地整備担当】 市街地整備課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p>

意見9 森の里若返りモデル地区構想について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■森の里地区は、先進企業や大学等と住民居住地区とが一体化された未来志向の街として歩みを進めてきた。地区内の公園や公共広場、幹線道路沿いでは、無電柱化・地下埋設化が既に進んでいるが、幹線道路から住宅地内に入ると、無数の電線と多くの変圧器等がまだ残っており、暴風や地震の際には、電柱の倒壊等による発火の危険性もある。</p> <p>若い人が住みたくなる街No.1を目指したモデル地区として、欧米以上の心安らぐおしゃれな街並みとなるよう、住宅地内のすべての無電柱化・地下埋設化を実現し、歩行者道路はそのタイミングで石畳化してほしい。</p>	<p>■無電柱化整備については、第10次厚木市総合計画第1期実施計画に位置付け、あつぎの道づくり計画の中でも重点事業としています。</p> <p>無電柱化の推進に当たっては、道路の防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観形成等の観点から、本年度無電柱化推進計画の策定に向けて進めているところです。</p> <p>整備路線については、電柱倒壊による道路閉塞リスクがある市街地や第1次緊急輸送道路や広域避難所周辺道路などがありますが、区画整理事業等による大規模住宅団地についても、無電柱化は必要であると認識しています。</p> <p>なお、歩道部分の石畳化については、高齢社会が進展する中で、つまづき等も心配されることから、現時点では整備を予定していません。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【道路部】 道路管理課</p>
	<p>(2) 森の里地区自治会連絡協議会共通</p> <p>■地域の高齢化がますます進行しており、その弱点は交通と買い物である。</p> <p>森の里地区には、企業の研究開発拠点があり、先進の企業と協力すれば、新技術を活用しつつ、新たな価値のある街づくりを目指せるのではないかと懸念されている。</p> <p>まずは、行政、企業、住民、学校などが協力して、未来のまちづくりのコンセプトを構築・共有してほしい。</p> <p>次の段階として、未来のまちづくりを実現するため、情報通信技術等を活用しつつ交通と買い物という地域課題を解決していきたい。</p> <p>具体的には、駅から森の里までの区間と森の里地域内を実証実験エリアとして、道路と車の通信により、対向車・歩行者情報、信号情報などを取得し、ドライバーに注意を促すなどの運転支援を行う路車間通信や、無人自動運転バス、モデル地区内での無人自動運転による配達や販売をするなど、実証実験を積み重ね、実現に向けて取り組んでほしい。</p> <p>こうした新たな取組は、関わる人たちの気持ちをワクワクさせ、それに加えて、おしゃれで美しい街の景観が若い人を集め、地域の若返りにつながっていくのではないかと懸念されている。</p> <p>①企業や大学等と連携したまちづくりについて現状や市の考えを教えてください。</p> <p>②今後の交通施策について、自動運転等の新たな技術を取り込む予定はあるか。</p>	<p>①本市では、平成20年に市内5大学（神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学、東京農業大学）と包括協定を締結しました。協定では、相互の人的、知的及び物的資源の交流及び活用により、地域課題の解決に向けた調査・研究や創造性豊かなまちづくりなどに取り組むこととしており、現在、厚木市友好交流委員会等、様々な委員会の委員の委嘱や事業の連携など全庁的に取組を進めています。</p> <p>また、自動車の自動運転をはじめとする近未来技術の実証実験については国家戦略特区でワンストップセンターが設置されるなど、広域的な取組が進められていることから、本市では、県が取り組む「さがみロボット産業特区」の担当部署と連携を図り、企業等から具体的な実証実験の計画があれば、支援してまいります。</p> <p>今後も協定に基づく様々な連携及び協働を進めることにより、魅力あるまちづくりにつなげてまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>②自動運転等の新たな技術に関する取組としては、地域にお住まいの市民の皆様や来訪者一人一人の移動ニーズに対応するため、交通事業者が進める次世代モビリティシステムの導入を支援していくことで、地域公共交通の確保、維持を図ってまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【政策部】 企画政策課</p> <p>【産業振興部】 産業振興課</p> <p>【まちづくり計画部】 都市計画課</p>